

川崎市総合計画 第2期実施計画案

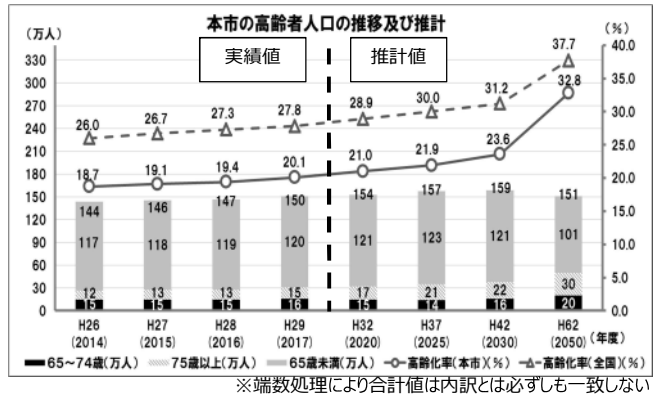
【H28年度 外部評価対象施策抜粋】

施策 1 総合的なケアの推進



第 1 期の主な取組状況

- 「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づき、市民が、住み慣れた地域や本人の望む場で、安心して暮らし続けることができるしくみをつくるため、必要な資源の把握や、体制整備など、「土台づくり」を進めています。
- そのような中で、保健師等の専門職による「個別支援の強化」と「地域力の向上」を推進するため、平成 28（2016）年 4 月に各区役所に「地域みまもり支援センター」を設置するとともに、地域に地域包括ケアシステムの考え方を広めていくため、ポータルサイトの開設や、関係者間の主体的な連携のしくみづくりのための連絡協議会などを実施しています。
- 介護保険法の改正に伴い、平成 28（2016）年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施し、多様なサービスの提供主体の参入促進と地域の担い手づくり及び地域活動への支援に取り組んでいます。



資料：第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）掲載資料を基に作成



施策の主な課題

- 地域包括ケアシステムの推進に向けて、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」の考え方の共有をより一層進めるとともに、地域における将来のあるべき姿についての合意形成がなされること、地域内の多様な主体が、それぞれの役割に応じて具体的な行動を行えるようになることが必要です。
- 高齢化によるさらなる要支援・要介護者の拡大が見込まれる中で、増大・多様化する介護や生活支援サービスに対する需要に対応できる持続可能なサービス提供のしくみや、ICT を活用した医療・介護データに基づく健康づくり・介護予防に向けた取組が求められています。
- 増加傾向にある、医療ニーズを有する高齢者への在宅医療の提供や看取り、さらにはそれらを支える家族等を支援するためのしくみの充実が課題となっています。



施策の方向性

- 「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく、市民が、住み慣れた地域や本人の望む場で、安心して暮らし続けることができるしくみづくりのさらなる推進
- 地域包括ケアシステムの必要性や「地域包括ケアシステム推進ビジョン」の考え方の地域全体での共有
- 地域資源の活用によるセルフケア意識の醸成や地域の支え合い・助け合いなど、日常生活支援・介護予防の取組の推進
- 医療・看護・介護の連携による地域における包括的かつ継続的な在宅療養のしくみづくりの推進



直接目標

多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくる



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
高齢者のうち、介護を必要とする人(要介護・要支援認定者)の割合※1 (健康福祉局調べ)	17.07 % 前期高齢者 4.82 % 後期高齢者 32.02 % (平成26 (2014) 年度)	17.91 % 前期高齢者 4.77 % 後期高齢者 32.33 % (平成29 (2017) 年度)	18.40 %以下 前期高齢者 4.81 %以下 後期高齢者 32.59 %以下 (平成29 (2017) 年度)	19.18 %以下 前期高齢者 5.15 %以下 後期高齢者 33.04 %以下 (平成32 (2020) 年度)	22.99 %以下 前期高齢者 5.14 %以下 後期高齢者 35.50 %以下 (平成37 (2025) 年度)
地域包括ケアシステムの考え方の理解度※2 (市民アンケート)	10.1 % (平成27 (2015) 年度)	9.9 % (平成28 (2016) 年度)	16.0 %以上 (平成29 (2017) 年度)	32.0 %以上 (平成33 (2021) 年度)	42.0 %以上 (平成37 (2025) 年度)
在宅チーム医療を担う人材育成研修の受講者累計数 (健康福祉局調べ)	308 人 (平成26 (2014) 年度)	609 人 (平成28 (2016) 年度)	750 人以上 (平成29 (2017) 年度)	1,350 人以上 (平成33 (2021) 年度)	1,950 人以上 (平成37 (2025) 年度)
介護予防の取組として、地域の活動に参加する人の割合 (高齢者実態調査)	10.6 % (平成25 (2013) 年度)	11.5 % (平成28 (2016) 年度)	10.6 %以上 (平成28 (2016) 年度)	15.0 %以上 (平成31 (2019) 年度)	20.0 %以上 (平成37 (2025) 年度)
民生委員児童委員の充足率 (健康福祉局調べ)	90.5 % (平成27 (2015) 年4月)	87.8 % (平成28 (2016) 年12月)	96.2 %以上 (平成30 (2018) 年4月)	97.2 %以上 (平成34 (2022) 年4月)	98.2 %以上 (平成38 (2026) 年4月)
認知症サポーター養成者数 (累計) (健康福祉局調べ)	24,034 人 (平成26 (2014) 年度)	41,980 人 (平成28 (2016) 年度)	35,900 人以上 (平成29 (2017) 年度)	78,480 人以上 (平成33 (2021) 年度)	110,480 人以上 (平成37 (2025) 年度)

※ 1 第 2 期実施計画から、前期高齢者と後期高齢者のそれぞれに占める要介護・要支援認定者の割合を目標値として設定しています。

※ 2 ここで言う「理解度」とは、地域包括ケアシステムの内容を知っていることに加え、具体的にどのように行動したらよいか分かっていることとしています。



計画期間の主な取組

事務事業名	事業内容・目標					
	現状 平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
地域包括ケアシステム推進事業 誰もが、住み慣れた地域等で、安心して暮らし続けることができるしくみである、地域包括ケアシステムの構築を推進します。	●地域包括ケアシステムの理解促進に向けた普及啓発の取組の実施 ・町内会にリーフレット45,000部を全戸回覧 H28出前講座等の参加者数：約44,000人 ①	・リーフレットやポータルサイトなど、多様な手法による普及啓発の推進				・医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるしくみの構築 ・介護・医療・健康づくり、障害福祉等関連分野の計画に基づく具体的な施策・事業の推進
	●多様な主体と連携した地域づくりの取組の推進 ・地域資源の把握及び人材の養成・場づくりの推進 ・地区カルテ等を活用した、地域資源の把握・人材の養成・場づくりの推進	・小地域単位でのワークショップ等の開催促進				
	・多様な主体による取組の共有・連携の推進 H28地域包括ケアシステム連絡協議会の開催回数：3回	・充実強化、会員数の拡大 開催回数：2回	開催回数：2回	開催回数：2回	開催回数：2回	
	・地域包括ケアシステム懇話会の開催(交流会・講演会) H28開催回数：3回	開催回数：3回	開催回数：3回	開催回数：3回	開催回数：3回	

事務事業名	事業内容・目標																																								
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降																																			
	<p>● 関係機関のネットワークによる住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるしくみづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関によるネットワークの構築及び各関係機関の強化 包括的相談支援体制の充実 																																								
介護予防事業	<p>● 地域の実情に応じた多様なサービスの提供の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）の実施 <ul style="list-style-type: none"> 要支援者等を対象とした本市独自の訪問型・通所型サービスの実施 要支援者等への家事援助に従事する「かわさき暮らしサポーター」の養成 																																								
高齢者の自立支援の取組を推進するとともに、要支援・要介護認定者等の重症化を防ぐため、効果的な介護予防の取組を進めます。	<p>● 介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた地域の担い手づくり及び活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般介護予防事業（総合事業）の実施 <ul style="list-style-type: none"> 地域における担い手の発掘 介護予防活動グループの立ち上げ、活動の支援 介護予防のための体操教室や講座を通じた介護予防の普及啓発 																																								
	<p>● 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正介護保険法を踏まえた課題分析と自立支援の取組の検討 																																								
認知症高齢者対策事業	<p>● 認知症対応力向上に向けた各種研修の開催</p> <table border="1"> <tr> <td>H28認知症介護指導者養成研修受講者数：1人</td> <td>受講者数：2人以上</td> <td>受講者数：2人以上</td> <td>受講者数：2人以上</td> <td>受講者数：2人以上</td> <td>受講者数：2人以上</td> <td>事業推進</td> </tr> <tr> <td>H28認知症サポート医養成研修受講者数：3人</td> <td>受講者数：3人以上</td> <td>受講者数：3人以上</td> <td>受講者数：3人以上</td> <td>受講者数：3人以上</td> <td>受講者数：3人以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H28フォローアップ研修受講者数：35人</td> <td>受講者数：30人以上</td> <td>受講者数：30人以上</td> <td>受講者数：30人以上</td> <td>受講者数：30人以上</td> <td>受講者数：30人以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H28かかりつけ医研修受講者数：21人</td> <td>受講者数：50人以上</td> <td>受講者数：50人以上</td> <td>受講者数：50人以上</td> <td>受講者数：50人以上</td> <td>受講者数：50人以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H28病院勤務医療従事者の認知症対応力向上研修受講者数：111人</td> <td>受講者数：150人以上</td> <td>受講者数：150人以上</td> <td>受講者数：150人以上</td> <td>受講者数：150人以上</td> <td>受講者数：150人以上</td> <td></td> </tr> </table>						H28認知症介護指導者養成研修受講者数：1人	受講者数：2人以上	受講者数：2人以上	受講者数：2人以上	受講者数：2人以上	受講者数：2人以上	事業推進	H28認知症サポート医養成研修受講者数：3人	受講者数：3人以上	受講者数：3人以上	受講者数：3人以上	受講者数：3人以上	受講者数：3人以上		H28フォローアップ研修受講者数：35人	受講者数：30人以上	受講者数：30人以上	受講者数：30人以上	受講者数：30人以上	受講者数：30人以上		H28かかりつけ医研修受講者数：21人	受講者数：50人以上	受講者数：50人以上	受講者数：50人以上	受講者数：50人以上	受講者数：50人以上		H28病院勤務医療従事者の認知症対応力向上研修受講者数：111人	受講者数：150人以上	受講者数：150人以上	受講者数：150人以上	受講者数：150人以上	受講者数：150人以上	
H28認知症介護指導者養成研修受講者数：1人	受講者数：2人以上	受講者数：2人以上	受講者数：2人以上	受講者数：2人以上	受講者数：2人以上	事業推進																																			
H28認知症サポート医養成研修受講者数：3人	受講者数：3人以上	受講者数：3人以上	受講者数：3人以上	受講者数：3人以上	受講者数：3人以上																																				
H28フォローアップ研修受講者数：35人	受講者数：30人以上	受講者数：30人以上	受講者数：30人以上	受講者数：30人以上	受講者数：30人以上																																				
H28かかりつけ医研修受講者数：21人	受講者数：50人以上	受講者数：50人以上	受講者数：50人以上	受講者数：50人以上	受講者数：50人以上																																				
H28病院勤務医療従事者の認知症対応力向上研修受講者数：111人	受講者数：150人以上	受講者数：150人以上	受講者数：150人以上	受講者数：150人以上	受講者数：150人以上																																				
認知症に関する普及啓発や徘徊高齢者等SOSネットワークの充実を図り、認知症高齢者等の地域による見守り機能の充実を図ります。	<p>● 認知症訪問支援チームによる早期診断・早期対応に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> H29：3区で試行実施 <ul style="list-style-type: none"> 全区実施及び市民向け普及啓発の推進 																																								
	<p>● 認知症高齢者等の支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成講座の実施 <table border="1"> <tr> <td>H28受講者数：9,090人</td> <td>受講者数：8,000人以上</td> <td>受講者数：8,000人以上</td> <td>受講者数：8,000人以上</td> <td>受講者数：8,000人以上</td> <td>受講者数：8,000人以上</td> <td></td> </tr> </table> 認知症の人が早期に適切な医療・介護サービスにつながる支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> 若年性認知症ガイドブック、認知症ケアバス等の普及 認知症カフェの普及 						H28受講者数：9,090人	受講者数：8,000人以上	受講者数：8,000人以上	受講者数：8,000人以上	受講者数：8,000人以上	受講者数：8,000人以上																													
H28受講者数：9,090人	受講者数：8,000人以上	受講者数：8,000人以上	受講者数：8,000人以上	受講者数：8,000人以上	受講者数：8,000人以上																																				
	<p>● 介護者の負担軽減に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症介護経験者によるピアカウンセリングや専門医療相談等の実施 認知症コールセンターの運営 																																								
	<ul style="list-style-type: none"> 徘徊高齢者の早期発見に向けた取組の推進 「徘徊高齢者等SOSネットワーク事業」の実施 																																								

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

政策体系別計画

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進行管理・評価



事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
在宅医療連携推進事業 医師、看護師、介護支援専門員など多職種が連携し、医療・介護サービスを包括的に提供する環境づくりに取り組みます。	●24時間365日の在宅医療推進のしくみづくり ○多職種連携の促進に向けた在宅チーム医療を担う地域リーダー研修等による人材養成 H28在宅チーム医療を担う人材育成研修の受講者数：累計900人以上 ○各区に配置した在宅療養調整医師による在宅療養の推進 ・在宅療養調整医師の配置（7名）	受講者数：累計1,050人以上 継続実施	受講者数：累計1,200人以上	受講者数：累計1,350人以上		事業推進
	●医療と介護の連携に向けたしくみづくり ○在宅療養推進協議会における多職種連携の強化、在宅療養患者に対する一体的な支援体制の構築に向けた協議の実施 H28協議会開催回数：3回 ○円滑な多職種連携による、日常の療養や退院、急変時における、より良いケアの提供の推進 ・円滑な連携を図るためのルール・ツールづくり ○多職種への医療的助言、医療資源等の把握、退院調整支援等の取組の推進 ・在宅医療サポートセンターの運営 ○在宅医療・介護連携におけるリハビリテーション体制のあり方の検討 ・検討体制の構築 ○看取りの提供体制の検討 ・実態の調査	協議会開催回数：3回 継続実施	協議会開催回数：3回 実態の調査	協議会開催回数：3回 実態を踏まえた取組の検討	協議会開催回数：3回 取組の推進	
	●在宅医療・ケアに関する市民啓発の推進 H28シンポジウム開催回数：1回 ・リーフレット「在宅医療Q&A」、在宅医療情報誌「あんしん」の発行	在宅医療や終末期をテーマとしたシンポジウムの開催回数：1回 ・リーフレット等の発行、配布	シンポジウムの開催回数：1回	シンポジウムの開催回数：1回	シンポジウムの開催回数：1回	
福祉センター再編整備事業 高齢者や障害者の在宅生活の支援を推進するため、地域リハビリテーションセンターや、特別養護老人ホーム、障害者入所施設等を含む福祉センター跡地活用施設を整備します。	●福祉センターの再編整備の推進 ・運営法人の選定、整備事業者の募集・選定（H28） ・基本・実施設計、既存建物解体（H29）	・着工		完成 ・福祉センター跡地活用施設への（仮称）南部リハビリテーションセンター整備による、南中北3地域における地域リハビリテーションセンター整備の完了・開所		
地域見守りネットワーク事業 ひとり暮らし高齢者等の異変を早期に発見し、支援ができるよう、地域に密着した事業者とのネットワークを構築します。	●単身高齢者等の生活上の課題に対して「発見の目」となる支え合いのしくみづくりの推進 ○地域見守りネットワークの広報の実施 ・市政だより等による広報 ○協力民間事業者の拡充に向けた取組の実施 H28協力事業者数：50か所 ○人命救助につながった協力民間事業者への表彰 H28表彰者数：2件	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	事業推進
		協力事業者数：56か所以上	協力事業者数：59か所以上	協力事業者数：62か所以上	協力事業者数：65か所以上	
災害救助その他援護事業 災害時に高齢者や障害者等の要援護者の安全確保や円滑な避難を支援する災害時要援護者避難支援制度の運用など災害時援護体制の整備を図ります。	●災害時の要援護者に対する見守り体制の推進 ・「災害時要援護者避難支援制度」に基づく取組の推進 ・制度の広報、対象者の把握、地域における日頃からの見守り支援の推進、必要に応じた登録の勧奨等 ●災害時に支援が必要な方の避難場所である、二次避難所の整備 H29二次避難所の整備：202か所	二次避難所の整備：合計202か所以上	二次避難所の整備：合計202か所以上	二次避難所の整備：合計202か所以上	二次避難所の整備：合計202か所以上	事業推進

総論
 10年戦略
 基本政策1
 基本政策2
 基本政策3
 基本政策4
 基本政策5
 区計画
 進行管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
		対象施設と区本部及び施設所管部署との連携強化を目的とした会議又は開設運営訓練の実施：各区1回以上 ・備蓄品整備のモデル実施（各区2施設） ・二次避難所管理運営マニュアルの改訂	対象施設と区本部及び施設所管部署との連携強化を目的とした会議又は開設運営訓練の実施：各区1回以上 ・モデル実施を踏まえた整備の検討・実施 ・二次避難所管理運営マニュアルの運用、検証	対象施設と区本部及び施設所管部署との連携強化を目的とした会議又は開設運営訓練の実施：各区1回以上	対象施設と区本部及び施設所管部署との連携強化を目的とした会議又は開設運営訓練の実施：各区1回以上	
		●大規模災害時における医療・福祉拠点機能の強化 ・病院等の関係機関との情報連携や調整機能の整備に向けた取組の実施				
		●火災風水害等の遺族への弔慰金及び被災者への見舞金の支給 H28支給件数：92件 継続実施				
民生委員児童委員活動育成等事業 地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある。民生委員児童委員を、条例及び国の参酌基準に基づき適正に配置し、育成・支援することを通じて、地域福祉の推進を図ります。		●民生委員児童委員の適正配置の実施 ・増員に向けた調整や複数担当制などの欠員対策による担当世帯数の適正化 ・条例及び国の参酌基準に基づく欠員対策の推進による適正配置				事業推進
		●民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援 ・取組の推進 ・協議会への支援を通じた民生委員児童委員の育成・支援				
		●活動環境整備のための効果的な研修の実施及び広報の充実 ・効果的な研修の実施及び広報の強化 ・行政・社会福祉協議会・民児協の連携による効果的な研修の実施 ・さまざまな媒体を活用した広報強化による活動支援の充実				
自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業 ひとりでも多くの生命を守るため、地域の多様な主体と協働した、安心して暮らせるまちづくりにより、自殺に追い込まれない社会の実現に向けた取組を進めます。		●自殺の防止等に関する市民の理解の増進 ・普及啓発活動の実施 ・自殺予防に関する普及啓発事業の実施				事業推進
		●自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 ・身近な人の様々な悩みに気づき、寄り添い、見守り、話を聴き、支援につなぐゲートキーパーの養成				
		H28市民向け講座の実施回数：4回 H28民間事業者、職能団体、市職員等への講座開催回数：11回	市民向け講座の実施回数：5回 民間事業者、職能団体、市職員等への講座開催回数：12回	市民向け講座の実施回数：5回 民間事業者、職能団体、市職員等への講座開催回数：12回	市民向け講座の実施回数：6回 民間事業者、職能団体、市職員等への講座開催回数：13回	市民向け講座の実施回数：6回 民間事業者、職能団体、市職員等への講座開催回数：13回
		・障害者相談支援センター、地域包括支援センターなどの地域保健福祉機関における地域精神保健関連研修との相互連携の推進				
		H28地域精神保健関連研修開催回数：南・中・北部各1回	地域精神保健関連研修開催回数：南・中・北部各1回	地域精神保健関連研修開催回数：南・中・北部各1回	地域精神保健関連研修開催回数：南・中・北部各1回	地域精神保健関連研修開催回数：南・中・北部各1回
		●自殺未遂者に対する支援の実施 ・地域における自殺未遂者支援モデルの検討 ・自殺未遂者やその家族支援のための、関係機関による連携体制の構築				
		●「自殺対策総合推進計画」に基づく取組の推進 ・「第2次自殺対策総合推進計画」の策定（H29） ・計画に基づく取組の実施				
				・「第3次自殺対策総合推進計画」の策定	・計画に基づく取組の実施	

総論
10年戦略
基本政策1
基本政策2
基本政策3
基本政策4
基本政策5
区計画
進行管理・評価



事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
権利擁護事業 高齢者、障害者を含め誰もが、虐待や消費者被害等の権利侵害を受けることなく、安心して生活できるよう、社会生活における相談支援の提供等の、権利擁護の取組を推進します。	● 成年後見制度の法人後見や社会福祉法に定める日常生活自立支援事業を行う「あんしんセンター」の運営 運営数：各区1か所	運営数：各区1か所	運営数：各区1か所	運営数：各区1か所	運営数：各区1か所	事業推進
	● 成年後見制度の普及啓発、親族向け・関係機関向け研修の開催 H28開催回数：4回	開催回数：4回	開催回数：4回	開催回数：4回	開催回数：4回	
	● 成年後見制度利用促進法に基づく取組の検討 ・成年後見制度利用促進法に対する取組の検討	・利用促進に関する施策についての基本計画の策定及び審議会等設置の検討 ・権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける取組全体のコーディネートを担う中核機関等設置の検討			・検討結果に基づく取組の推進 ・検討結果に基づく取組の推進	
	● 市民後見人の養成と業務支援の取組の推進 ・市民後見人の支援等の推進	・市民後見人の養成、フォローアップ及び裁判所から選任された後見人の相談支援の実施				
	● 市職員への虐待対応研修、事例検討会の開催及び弁護士等による相談支援事業の実施 H28市職員向け虐待対応研修開催数：2回 ・事例検討会の開催、権利擁護に関する弁護士相談事業の実施	市職員向け虐待対応研修：2回 継続実施	市職員向け虐待対応研修：2回	市職員向け虐待対応研修：2回	市職員向け虐待対応研修：2回	市職員向け虐待対応研修：2回
	● 障害者差別解消推進法に基づく取組の実施 ・市職員の服務規律である「対応要領」の施行・周知、及び研修等の実施 ・市民や事業者への普及・啓発 ・障害者差別解消支援地域協議会の運営	継続実施				
障害者相談支援事業 障害者相談支援センター等の運営を通じて、障害者の地域生活を支えるため、相談支援を実施します。	● 障害者相談支援センターの運営及び体制強化に向けた検討 ・各区に基幹型1か所、地域型3か所、計28か所設置 ・障害者相談支援センターの体制強化に向けた現行体制の検証(H29)	継続実施		・検証結果に基づく体制強化に向けた検討 ・検討結果に基づく取組の推進		事業推進
	● 地域自立支援協議会の推進 H28開催回数：5回	開催回数：4回以上	開催回数：4回以上	開催回数：4回以上	開催回数：4回以上	
	● 指定特定相談支援事業所の拡充に向けた、計画相談支援体制の強化等 ・体制強化に向けたあり方の検討	・体制強化に向けた検討	・検討結果に基づく取組の推進			

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策 1 子育てを社会全体で支える取組の推進

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進化管理・評価

政策体系別計画

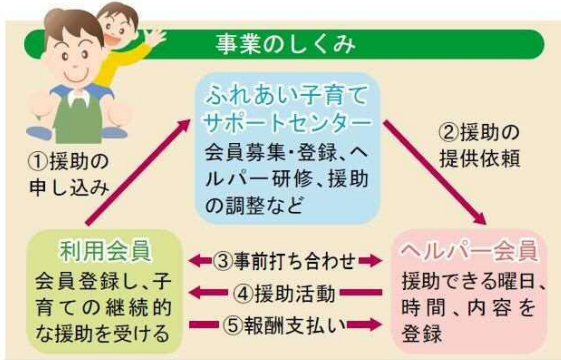


第 1 期の主な取組状況

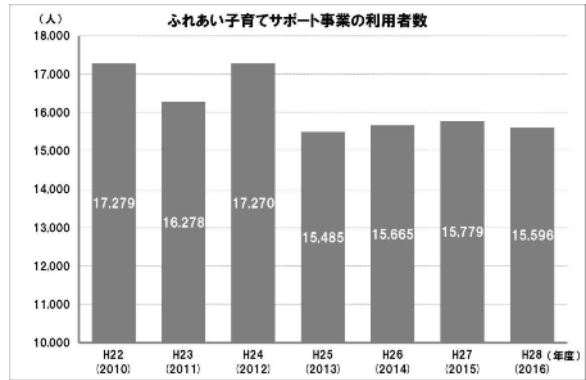
- 地域や社会が親子に寄り添い、子どものすこやかな育ちを支えていくため、在宅で子育てをする家庭への相談支援や親子で遊べる場づくり、互いに支え合う子育て援助活動の促進に取り組んでいます。
- 小児医療費助成制度における通院医療費助成対象年齢を平成 28（2016）年度から小学校 3 年生までに、平成 29（2017）年度から小学校 6 年生までに引き上げるなど、子育て家庭の経済的な負担の軽減や、安心して必要な医療が受けられる環境づくりに取り組んでいます。



地域子育て支援センターでの親子の交流の輪



ふれあい子育てサポート事業のしくみ



資料：こども未来局調べ



施策の主な課題

- 子育てに不安や負担感を感じる家庭を社会全体で支えるため、地域における子ども・子育て支援の取組を推進する必要があります。
- 子育て情報の提供、相談支援等の実施にあたっては、子育て世代が育児に対してどのような不安を感じているか、どのような支援を求めているかなどの現状を把握しながら、子育てニーズの多様化への対応、子育ての不安感の解消などに取り組む必要があります。

①



施策の方向性

- 地域における親子で遊べる場づくりや、互いに支え合う子育て援助活動など子育て家庭を地域社会全体で支える取組の推進
- 小児医療費助成制度の運用状況の分析及び検証を踏まえた事業の推進



直接目標

● 地域で子育てを支えるしくみをつくる



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
ふれあい子育てサポートセンターの利用者数 (こども未来局調べ)	15,665 人 (平成26 (2014) 年度)	15,596 人 (平成28 (2016) 年度)	16,300 人以上 (平成29 (2017) 年度)	16,600 人以上 (平成33 (2021) 年度)	16,600 人以上 (平成37 (2025) 年度)
地域子育て支援センター利用者の満足度 (10点満点) (こども未来局調べ)	8.9 (平成27 (2015) 年度)	9.0 (平成29 (2017) 年度)	8.9 以上 (平成29 (2017) 年度)	9.0 以上 (平成33 (2021) 年度)	9.1 以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状		事業内容・目標			
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
地域子育て支援事業 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めます。	●地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施 ○事業の利用促進に向けた取組の推進 H28延べ利用人数：276,623人 53か所		延べ利用人数：278,283人以上 延べ利用人数：279,953人以上	延べ利用人数：281,634人以上	延べ利用人数：281,634人以上	→ 事業推進
	●ふれあい子育てサポートセンター事業の実施 ○事業の利用促進に向けた取組の推進 H28子育てヘルパー会員平均登録数：775人		子育てヘルパー会員平均登録数：802人以上	子育てヘルパー会員平均登録数：816人以上	子育てヘルパー会員平均登録数：830人以上	→
	●「(仮称) 子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組の実施 ・計画の策定		・計画に基づく取組の推進 ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施	・子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画部分の見直し	→ 次期計画の策定	→
小児医療費助成事業 小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ります。	●小児医療費助成の実施 ・通院医療費助成対象年齢の小学校6年生までの引き上げの実施 ・制度拡充後の分析及び検証		・制度の運用及び検証を踏まえた事業推進 ・入院医療費助成の所得制限廃止に向けた取組の推進			→ 事業推進
児童手当支給事業 子どもを養育する家庭に、児童手当を支給することで、生活の安定を図りながら、子どものすこやかな成長と発達を図ります。	●児童手当の支給 H28支給児童：194,717人		・対象者への適正な支給			→ 事業推進

総論
10年戦略
基本政策1
基本政策2
基本政策3
基本政策4
基本政策5
区計画
進行管理・評価



事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
児童福祉施設等の指導・監査 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 施設の増加や多様な運営主体の参画が進む中でも、安定的かつ継続的な法人・施設運営などの質的確保に向け、適切な指導・監査を実施します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉関係法令に基づく保育所などの児童福祉施設及び運営法人に対する指導・監査の実施 ・効率的・効果的な指導・監査事務の実施 ・指導・監査体制の充実 ・処遇改善の職員給与への反映に係る確認手法の構築に向けた検討 H29監査件数： 371件	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な施設運営と子育て支援サービス等の向上のための指導・監査の実施 ・処遇改善の職員給与への反映に係る確認手法の構築に向けた検討の継続 H29開催回数： 5回	<ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善の職員給与への反映に係る確認手法の構築 H29開催回数： 5回	H29開催回数： 5回	H29開催回数： 5回	H29開催回数： 5回

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策 2 質の高い保育・幼児教育の推進



第 1 期の主な取組状況

- 高まる保育ニーズに対応するため、認可保育所等の整備をはじめ、横浜市との連携による保育所の共同整備や川崎認定保育園の活用など、多様な手法を用いた保育受入枠の確保を図るとともに、各区役所・支所においてきめ細やかな相談・支援を実施するなど、待機児童の解消に向けた取組を継続して行っています。
- 子育て家庭が安心して子どもを預け、また、子どもが生活や遊びの体験を通して成長できるよう、公立保育所の持つ専門的な知識と技術の蓄積を民間保育所等と共有する取組を進めるとともに、就職相談会の実施などによる保育士の人材確保対策を推進するなど、保育サービスの質の維持・向上を図っています。
- 保育ニーズの多様化への対応として幼稚園における一時預かりの実施拡大や、認定こども園への移行促進などに取り組むことにより、幼児教育の推進を図っています。



遊具で遊ぶ園児たち

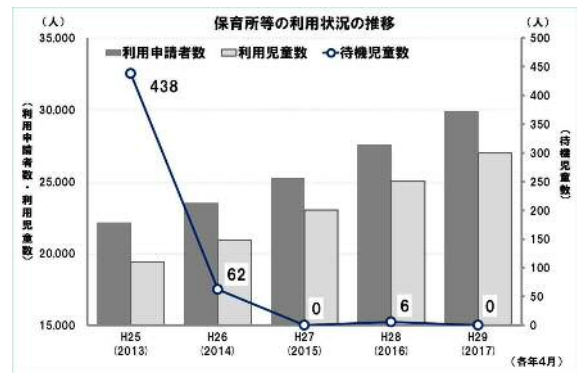


園庭での砂遊び



施策の主な課題

- 大規模集合住宅の開発等に伴う若い世帯の転入増や、共働き世帯の増加などにより、保育所等利用申請者数が伸び続けている状況の中でも、地域の保育需要に対応した受入枠の確保に取り組む必要があります。
- 保育所等の大幅な増加による保育士不足や、保育所等で従事する職員数が増える中でも、保育の質の維持・向上を図るため、保育の担い手となる保育人材の確保・育成に取り組む必要があります。



施策の方向性

- 保育需要の高まりに対応するための多様な手法による保育受入枠確保の継続
- 保育所の新設整備等に伴い、新たに必要となる保育人材確保に向けた取組の充実
- 公立保育所を拠点とした保育の質の維持・向上と地域における子育て支援の充実
- 一時預かりの拡大や認定こども園への移行など、幼稚園における就労家庭児の受入れの推進



直接目標

子どもを安心して預けられる環境を整える



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
待機児童数 (こども未来局調べ)	0 人 ※ (平成27 (2015) 年 4 月)	0 人 (平成29 (2017) 年 4 月)	0 人 (平成30 (2018) 年 4 月)	0 人 (平成34 (2022) 年 4 月)	0 人 (平成38 (2026) 年 4 月)
認可保育所等利用者の満足度 (10点満点) (こども未来局調べ)	7.9 (平成27 (2015) 年度)	8.1 (平成29 (2017) 年度)	8.0 以上 (平成29 (2017) 年度)	8.2 以上 (平成33 (2021) 年度)	8.4 以上 (平成37 (2025) 年度)

※ 計画策定時の値は、旧調査要領に基づき算出しています。



計画期間の主な取組

事務事業名	事業内容・目標																	
	現 状 平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降												
待機児童対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・窓口での相談支援 継続実施 → 事業推進 ● 横浜市との協定に基づく待機児童対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用 <table border="1"> <tr> <td>H29.4横浜保育室 利用人数：29人</td> <td>横浜保育室 利用人数：29人</td> <td>横浜保育室 利用人数：29人</td> <td>横浜保育室 利用人数：29人</td> <td>横浜保育室 利用人数：29人</td> <td></td> </tr> </table> ○ 認可保育所の共同整備 <table border="1"> <tr> <td>H29開所：2か所目</td> <td>・次の整備の検討</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 						H29.4横浜保育室 利用人数：29人	横浜保育室 利用人数：29人	横浜保育室 利用人数：29人	横浜保育室 利用人数：29人	横浜保育室 利用人数：29人		H29開所：2か所目	・次の整備の検討				
H29.4横浜保育室 利用人数：29人	横浜保育室 利用人数：29人	横浜保育室 利用人数：29人	横浜保育室 利用人数：29人	横浜保育室 利用人数：29人														
H29開所：2か所目	・次の整備の検討																	
認可保育所整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ● さまざまな手法を活用した認可保育所等における保育受入枠の拡大 <table border="1"> <tr> <td>H29.4の定員数： 26,281人 ・H30.4の定員数の 確保に向けた整備等 (定員1,746人増) ・川崎区 定員147人増 ・幸区 定員185人増 ・中原区 定員620人増 ・高津区 定員369人増 ・宮前区 定員165人増 ・多摩区 定員130人増 ・麻生区 定員130人増</td> <td>H30 (2018) .4の 定員数：28,027人 ・H31 (2019) .4 の定員数の確保に向け た整備等 (定員2,350人増) ①民有地等活用型 ・大師本町1丁目 (60人) ・井田杉山町7丁目 (80人) ②鉄道事業者活用型 ・東急新丸子駅周辺 ・東急溝ノ口駅周辺 ・東急二子新地駅周辺 (各60人) ③民間事業者活用型 (1,350人) ④公立保育所民営化 ・小倉保育園跡地 (定員25人増) ・ごうじ保育園跡地 (定員30人増) ・西高津保育園跡地 (定員105人増) ・南菅生保育園跡地 (定員10人増) ⑤既存保育所の定員 枠の拡大 (定員35人増) ⑥川崎認定保育園の 認可化等 (定員240人増) ⑦地域型保育事業に よる受入枠の確保 (定員235人増)</td> <td>H31 (2019) .4の 定員数：30,377人 ・H32 (2020) .4 の定員数の確保に向け た整備等 (定員2,151人増)</td> <td>H32 (2020) .4の 定員数：32,528人 ・H33 (2021) .4 の定員数の確保に向け た整備等 (定員2,127人増)</td> <td>H33 (2021) .4の 定員数：34,655人 ・H34 (2022) .4 の定員数の確保に向け た整備等 (定員2,037人増)</td> <td>H34 (2022) .4の 定員数：36,692人</td> </tr> </table> 						H29.4の定員数： 26,281人 ・H30.4の定員数の 確保に向けた整備等 (定員1,746人増) ・川崎区 定員147人増 ・幸区 定員185人増 ・中原区 定員620人増 ・高津区 定員369人増 ・宮前区 定員165人増 ・多摩区 定員130人増 ・麻生区 定員130人増	H30 (2018) .4の 定員数：28,027人 ・H31 (2019) .4 の定員数の確保に向け た整備等 (定員2,350人増) ①民有地等活用型 ・大師本町1丁目 (60人) ・井田杉山町7丁目 (80人) ②鉄道事業者活用型 ・東急新丸子駅周辺 ・東急溝ノ口駅周辺 ・東急二子新地駅周辺 (各60人) ③民間事業者活用型 (1,350人) ④公立保育所民営化 ・小倉保育園跡地 (定員25人増) ・ごうじ保育園跡地 (定員30人増) ・西高津保育園跡地 (定員105人増) ・南菅生保育園跡地 (定員10人増) ⑤既存保育所の定員 枠の拡大 (定員35人増) ⑥川崎認定保育園の 認可化等 (定員240人増) ⑦地域型保育事業に よる受入枠の確保 (定員235人増)	H31 (2019) .4の 定員数：30,377人 ・H32 (2020) .4 の定員数の確保に向け た整備等 (定員2,151人増)	H32 (2020) .4の 定員数：32,528人 ・H33 (2021) .4 の定員数の確保に向け た整備等 (定員2,127人増)	H33 (2021) .4の 定員数：34,655人 ・H34 (2022) .4 の定員数の確保に向け た整備等 (定員2,037人増)	H34 (2022) .4の 定員数：36,692人						
H29.4の定員数： 26,281人 ・H30.4の定員数の 確保に向けた整備等 (定員1,746人増) ・川崎区 定員147人増 ・幸区 定員185人増 ・中原区 定員620人増 ・高津区 定員369人増 ・宮前区 定員165人増 ・多摩区 定員130人増 ・麻生区 定員130人増	H30 (2018) .4の 定員数：28,027人 ・H31 (2019) .4 の定員数の確保に向け た整備等 (定員2,350人増) ①民有地等活用型 ・大師本町1丁目 (60人) ・井田杉山町7丁目 (80人) ②鉄道事業者活用型 ・東急新丸子駅周辺 ・東急溝ノ口駅周辺 ・東急二子新地駅周辺 (各60人) ③民間事業者活用型 (1,350人) ④公立保育所民営化 ・小倉保育園跡地 (定員25人増) ・ごうじ保育園跡地 (定員30人増) ・西高津保育園跡地 (定員105人増) ・南菅生保育園跡地 (定員10人増) ⑤既存保育所の定員 枠の拡大 (定員35人増) ⑥川崎認定保育園の 認可化等 (定員240人増) ⑦地域型保育事業に よる受入枠の確保 (定員235人増)	H31 (2019) .4の 定員数：30,377人 ・H32 (2020) .4 の定員数の確保に向け た整備等 (定員2,151人増)	H32 (2020) .4の 定員数：32,528人 ・H33 (2021) .4 の定員数の確保に向け た整備等 (定員2,127人増)	H33 (2021) .4の 定員数：34,655人 ・H34 (2022) .4 の定員数の確保に向け た整備等 (定員2,037人増)	H34 (2022) .4の 定員数：36,692人													

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
民間保育所運営事業 待機児童の解消と多様な保育の推進を図るため、増設される民間保育所・地域型保育事業等の適正な運営の確保に向けた支援及び指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●民間保育所の運営支援 <ul style="list-style-type: none"> ・職員等の処遇改善及びキャリアアップの枠組みの構築 ・職員等の処遇改善及びキャリアアップ等運営支援の推進 ●民間保育所における受入枠の確保 <ul style="list-style-type: none"> H29.4の定員数：21,150人(280園) H30.4(2018)の定員数：23,260人(310園) H31(2019).4の定員数：26,135人 H32(2020).4の定員数：28,385人 H33(2021).4の定員数：30,720人 ●地域型保育事業における受入枠の確保 <ul style="list-style-type: none"> H29.4の定員数：706人 H30(2018).4の定員数：792人 H31(2019).4の定員数：1,027人 H32(2020).4の定員数：1,263人 H33(2021).4の定員数：1,500人 ●一時保育実施数の拡大 <ul style="list-style-type: none"> H29.4：70か所 H30(2018).4：74か所 H31(2019).4：84か所 H32(2020).4：86か所 H33(2021).4：88か所 ●公設民営保育所の民設化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・H29までに11か所・12園 ・3か所・3園(民設化完了) 					事業推進 事業推進 事業推進 事業推進
公立保育所運営事業 市内の保育施設における保育の質の維持・向上に向け、民間保育所への支援機能を強化するとともに、在宅で子育てする家族への支援機能を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育所の老朽化対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○大島・大島乳児保育園 <ul style="list-style-type: none"> ・基本・実施設計 ・工事着手 ・運営開始 ○生田・生田乳児保育園 <ul style="list-style-type: none"> ・基本・実施設計 ・工事着手 ・運営開始 ○古川保育園 <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画策定 ・基本・実施設計 ・工事着手 ・運営開始 ○中原保育園 <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画策定 ・基本・実施設計 ・工事着手 ・運営開始 ○藤崎保育園 <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画策定 ・基本・実施設計 ・実施設計・工事着手 ・運営開始 ●公立保育所の民営化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・44か所・48園(H29まで) ・4か所・4園 ・4か所・4園 ・3か所・3園 ・5か所・6園(民営化完了) ●公民保育所職員研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> H28参加者数：2,332人 参加者数：4,500人以上 参加者数：4,500人以上 参加者数：4,500人以上 参加者数：4,500人以上 ●公立保育所における地域子ども・子育て支援及び民間保育所等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・育児相談などの支援の実施 ・継続実施 ・大島・大島乳児保育園の建替完了に伴う保育・子育て総合支援センターへの移行 ・中原保育園の建替完了に伴う保育・子育て総合支援センターへの移行 					事業推進 事業推進
認可外保育施設支援事業 待機児童対策として、認可外保育施設等への支援を継続することにより、安定的な保育受入枠の確保を図るとともに、保育の質の向上を図りながら認可化及び小規模保育事業への移行を円滑に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者への保育料補助の実施 <ul style="list-style-type: none"> H28助成児童数：4,322人 助成児童数：4,653人 助成児童数：4,421人 助成児童数：4,175人 助成児童数：3,956人 ●川崎認定保育園及びおなま保育室の運営支援及び認可化の推進 <ul style="list-style-type: none"> H29川崎認定保育園及びおなま保育室の受入児童数：4,477人 川崎認定保育園及びおなま保育室の受入児童数：4,823人 川崎認定保育園及びおなま保育室の受入児童数：4,591人 川崎認定保育園及びおなま保育室の受入児童数：4,296人 川崎認定保育園及びおなま保育室の受入児童数：4,077人 ●病児・病後児保育事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・全区での整備完了(H29) ・病児・病後児への保育の実施 					事業推進 事業推進 事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価



事務事業名	現状	事業内容・目標						
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降		
幼児教育推進事業 質の高い幼児教育の推進を図るとともに、認定こども園への移行促進や幼稚園における一時預かり事業を推進します。	● 幼稚園一時預かり事業の推進 H29実施園数：25園 実施園数：30園	● 認定こども園への移行促進 H29実施園数：1園 H29認定こども園数：4園 実施園数：3園 認定こども園数：7園	● 保護者への保育料等補助の実施 H29助成児童数：20,757人 助成児童数：18,370人	● 幼児教育相談の実施 ・巡回相談の実施 継続実施	実施園数：31園 実施園数：3園 認定こども園数：10園 助成児童数：17,196人	実施園数：32園 実施園数：3園 認定こども園数：13園 助成児童数：16,232人	実施園数：33園 実施園数：3園 認定こども園数：16園 助成児童数：15,137人	事業推進 事業推進 事業推進
保育士確保対策事業 保育受入枠の拡大に合わせ、様々な手法による保育士確保対策を推進するとともに、保育所職員に必要な専門的知識・技術の習得のための研修等を実施します。	● 「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携による潜在保育士等の確保策の推進 ・就職マッチング等の実施 継続実施	● 就職相談会・セミナー、保育体験事業、潜在保育士等支援研修等の実施 H28参加者数：1,283人 ・県外保育士養成施設への個別訪問の実施 ・出張型就職相談会の実施	参加者数：2,300人以上 ・県外保育士養成施設への個別訪問の拡充	参加者数：2,600人以上 ・県外保育士養成施設への個別訪問の実施	参加者数：2,700人以上 参加者数：2,700人以上	参加者数：2,700人以上	事業推進 ③ 事業推進 事業推進 事業推進	
	● 保育士宿舍借り上げ支援事業の実施 H28補助対象：374人 補助対象：907人	● 保育士資格取得支援の実施 ・資格取得支援の実施 ・保育士試験による資格取得支援の継続 ・学習費補助制度の拡充	補助対象：997人	補助対象：1,117人	補助対象：1,216人	補助対象：1,216人	事業推進 事業推進	
	● 保育士修学資金貸付等補助の実施 H29補助対象：63人 補助対象：63人	補助対象：120人	補助対象：120人	補助対象：120人	補助対象：120人	補助対象：120人	事業推進	
保育料対策事業 保育料を滞納している世帯に対し、納付指導、督促を徹底するとともに、保育サービスの受益と負担の適正化に向けた取組を推進します。	● 保育料収納対策の強化の実施 H28収納率：98.52% 収納率：98.80%以上	収納率：98.96%以上	収納率：99.08%以上	収納率：99.18%以上	収納率：99.18%以上	収納率：99.18%以上	事業推進	

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

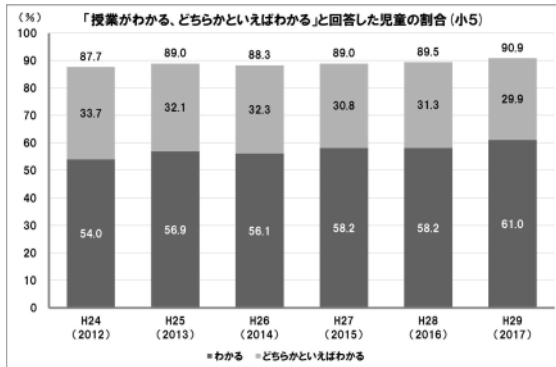
進行管理・評価

施策 1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進

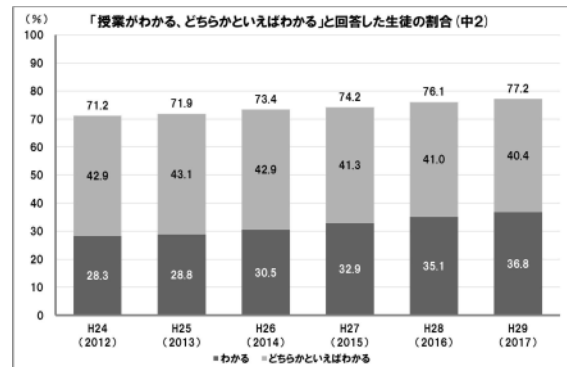


第 1 期の主な取組状況

- 子どもたちが将来に対する夢や希望を持ち、社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育がすべての学校に求められていることから、自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力等を発達段階に応じて計画的に育む「キャリア在り方生き方教育」を全校で開始しました。
- 子どもたちの「確かな学力」を育むため、一人ひとりの「分かる実感」を大切にしながら、「習熟の程度に応じたきめ細やかな指導」の研究に取り組み、その成果を活かして全校で展開を図るとともに、小学校における外国語の教科化等の学習指導要領の改訂内容を見据えて、「英語教育推進リーダー」の養成や、外国語指導助手（ALT）の配置拡充を行うなど、児童生徒の英語力育成に向けた取組を進めています。
- 学校司書のモデル配置など、読書活動を通じた「豊かな心」の育成とともに、身体を動かす楽しさを実感させる休み時間中の運動体験等による体力の向上、中学校完全給食の導入による「健康給食」の推進など「健やかな心身」の育成にも取り組んでいます。



資料：市学習状況調査



資料：市学習状況調査



施策の主な課題

- 市学習状況調査等の結果から、授業の理解度については、小・中学校ともに改善傾向が見られます。基礎的な知識及び技能や、それを活用する力など、確かな学力の育成のために子どもたちの学力を多面的に捉えながら、引き続き、きめ細やかな学習指導や分かりやすい授業づくりに取り組む必要があります。
- 平成 32（2020）年度から小学校、平成 33（2021）年度から中学校の次期学習指導要領の全面实施を見据え、各学校が適切なカリキュラム・マネジメントに取り組めるよう、研修機会の充実等の環境整備に取り組む必要があります。
- 将来を担う児童生徒が、生涯「健康」な生活を送るために、小中 9 年間にわたる「健康給食」の実現に向けた取組を進めるとともに、体系的・計画的な食育を推進する必要があります。



施策の方向性

- 小学校から高等学校までの計画的・系統的な「キャリア在り方生き方教育」の推進
- 「分かる」が実感できる授業づくりの充実による学力のさらなる向上
- 小学校における外国語教育の教科化など、学習指導要領改訂への適切な対応
- 小・中学校 9 年間にわたる「健康給食」の推進及び学校給食を活用したさらなる食育の充実



直接目標

● すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくる



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	75.9 % (平成26 (2014) 年度 : 小 6)	78.8 % (平成29 (2017) 年度 : 小 6)	77.0 %以上 (平成29 (2017) 年度 : 小 6)	81.0 %以上 (平成33 (2021) 年度 : 小 6)	82.0 %以上 (平成37 (2025) 年度 : 小 6)
	66.7 % (平成26 (2014) 年度 : 中 3)	71.7 % (平成29 (2017) 年度 : 中 3)	68.0 %以上 (平成29 (2017) 年度 : 中 3)	74.0 %以上 (平成33 (2021) 年度 : 中 3)	75.0 %以上 (平成37 (2025) 年度 : 中 3)
「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査)	88.3 % (平成26 (2014) 年度 : 小 5)	90.9 % (平成29 (2017) 年度 : 小 5)	90.0 %以上 (平成29 (2017) 年度 : 小 5)	93.0 %以上 (平成33 (2021) 年度 : 小 5)	94.0 %以上 (平成37 (2025) 年度 : 小 5)
	73.4 % (平成26 (2014) 年度 : 中 2)	77.2 % (平成29 (2017) 年度 : 中 2)	75.0 %以上 (平成29 (2017) 年度 : 中 2)	80.0 %以上 (平成33 (2021) 年度 : 中 2)	82.0 %以上 (平成37 (2025) 年度 : 中 2)
① 「学習がすきだ、どちらかといえばすきだ」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査)	第 2 期実施計画 から新たに設定	77.8 % (平成29 (2017) 年度 : 小 5)	—	80.0 %以上 (平成33 (2021) 年度 : 小 5)	81.0 %以上 (平成37 (2025) 年度 : 小 5)
	第 2 期実施計画 から新たに設定	61.2 % (平成29 (2017) 年度 : 中 2)	—	65.0 %以上 (平成33 (2021) 年度 : 中 2)	67.0 %以上 (平成37 (2025) 年度 : 中 2)
「授業で学んだことは、将来、社会に出たときに、役に立つ、どちらかといえば役に立つ」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査)	第 2 期実施計画 から新たに設定	93.8 % (平成29 (2017) 年度 : 小 5)	—	96.0 %以上 (平成33 (2021) 年度 : 小 5)	97.0 %以上 (平成37 (2025) 年度 : 小 5)
	第 2 期実施計画 から新たに設定	76.1 % (平成29 (2017) 年度 : 中 2)	—	79.0 %以上 (平成33 (2021) 年度 : 中 2)	81.0 %以上 (平成37 (2025) 年度 : 中 2)
体力テストの結果 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査) ※神奈川県を100とした際の本市の値	99.7 (平成26 (2014) 年度 : 小 5 男)	100 (平成28 (2016) 年度 : 小 5 男)	100 以上 (平成29 (2017) 年度 : 小 5 男)	101 以上 (平成33 (2021) 年度 : 小 5 男)	102 以上 (平成37 (2025) 年度 : 小 5 男)
	99.4 (平成26 (2014) 年度 : 小 5 女)	100.2 (平成28 (2016) 年度 : 小 5 女)	100 以上 (平成29 (2017) 年度 : 小 5 女)	101 以上 (平成33 (2021) 年度 : 小 5 女)	102 以上 (平成37 (2025) 年度 : 小 5 女)
	92.9 (平成26 (2014) 年度 : 中 2 男)	93.1 (平成28 (2016) 年度 : 中 2 男)	100 以上 (平成29 (2017) 年度 : 中 2 男)	100 以上 (平成33 (2021) 年度 : 中 2 男)	100 以上 (平成37 (2025) 年度 : 中 2 男)
	94.5 (平成26 (2014) 年度 : 中 2 女)	95.3 (平成28 (2016) 年度 : 中 2 女)	100 以上 (平成29 (2017) 年度 : 中 2 女)	100 以上 (平成33 (2021) 年度 : 中 2 女)	100 以上 (平成37 (2025) 年度 : 中 2 女)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状		事業内容・目標			
	平成28~29 (2016~17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
キャリア在り方生き方教育 推進事業 将来の社会的自立に必要な能力や態度を育む教育を全校でより効果的に実践するため、手引きの配布や研修により、「キャリア在り方生き方教育」についての理解を深めるとともに、指導体制の構築や、家庭との連携を図ります。	●研究推進校での研究結果等を活かした、キャリア在り方生き方教育の推進 ○キャリア在り方生き方教育の実施 ・全校実施 (H28から) → 各校における取組の実施 → 事業推進					
	② ○多様性を尊重する教育の計画的・系統的な推進に向けた支援 ・教職員の理解を深める研修の実施 → 研修の実施及びSAINSネットを活用した実践の周知 →					
	●「キャリア在り方生き方ノート」を活用した取組の推進 ・小・中学校への配布・活用 → 高等学校用ノート試作版の作成 → 高等学校用ノートの作成・配布 → 活用推進 → 活用推進及び小・中学校用ノートの見直し検討 →					
	●広報等による保護者等への理解促進 ・リーフレットの作成及び配布 → リーフレット配布等による広報実施 →					



事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
学力調査・授業改善研究事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 学力の状況を的確に把握するために、調査・研究を行い、その結果を活用して、子どもたちが「分かる」を実感できる授業づくりを推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●市学習状況調査(小5、中2)・市学習診断テスト(中1、中3)の実施及び結果の活用推進 <ul style="list-style-type: none"> ○調査・テストの実施及び個票配布 ・調査等の実施 ○「生活や学習に関するアンケート」調査の実施及び調査結果の活用 ・調査実施及び結果の活用(小5、中2) ●全国学力・学習状況調査の結果に基づく、各学校における結果報告書の作成・数値目標の設定等による授業改善の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善実施 ●実践事例集の活用による指導力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・事例集作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 				事業推進
きめ細やかな指導推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 習熟の程度に応じた、きめ細やかな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●研究成果を活かした、習熟の程度に応じた学習など、きめ細やかな指導・学びの推進 <ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導の充実 ・3年間(H26～H28)の研究の総括 ○手引き等を活用した取組の実施 ・「きめ細やかな指導実践編」の作成及び活用 ●少人数指導・少人数数学級等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の実情に応じた取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果を活かした取組の実施 ・「実践編」の冊子を活用した取組の実施 ・学校の実情に応じた取組の充実 				事業推進
英語教育推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 外国人と直接コミュニケーションを図る機会を増やし、異文化を受容する態度を育成するため、研修の充実により教員の指導力の向上を図るとともに、外国語指導助手(ALT)を活用する等、英語教育を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●文部科学省の中央研修等を活用した、英語教育推進リーダーの養成と活用 <ul style="list-style-type: none"> ○英語教育推進リーダーの養成 H29養成数(累計): 20名 ○英語教育推進リーダーによる外国語教育指導力向上研修の実施 ・各校1名以上参加 ○ALTの配置・活用による英語教育の推進 H29 小・中学校: 86名 高等学校: 5名 小・中学校: 76名 高等学校: 5名 ●小学校における英語の教科化等に対応した指導体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○小学校における中核英語教員(CET)を中心とした指導体制の整備 ・CETの選任 ○CET等への必修研修の実施 各校1名以上の参加 ○大学と連携した各種講座や外部試験受験の促進に向けた取組 ・中学校英語二種免許取得講習の受講促進 受講者数: 14名(H29) ・中学校英語二種免許取得講習の受講促進 受講者数: 34名 ・小学校外国語教授基礎論講座の受講促進 受講者数: 58名 ○小学校英語強化教員(中学校英語科非常勤講師)の派遣による英語授業力向上 ・学級担任との連携による授業実施及び相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> 養成数(累計): 25名 ・英語教育推進リーダー活用の推進 継続実施 継続実施 受講者数: 40名 受講者数: 40名 受講者数: 40名 受講者数: 58名 受講者数: 58名 受講者数: 58名 受講者数: 58名 				事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
理科教育推進事業 理科支援員の配置や中核理科教員(CST)の養成などにより、若い教員の授業力向上や観察・実験の機会の充実を図り、子どもたちが興味・関心を持って主体的に学習に取り組める魅力ある理科教育を推進します。また、企業や研究機関、大学と連携して、技術者、研究者による派遣授業などの実施を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●理科支援員配置による理科教育の推進 ・全小学校に配置 ●横浜国立大学と連携した中核理科教員(CST)養成及び活用の推進 ○CST養成プログラムの実施 H29CST養成数(累計):62名 ○CSTによる理科指導力向上のための教員研修の実施 H29CSTによる研修数:4講座 ●市内小・中学校でのCST実習生の受入 H29受入校数:4校 ●先端科学技術者の派遣授業の実施 H29実績:16回(予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・理科支援員の継続的な配置 ○CST養成数:全67名 ○CSTによる研修数:4講座 受入校数:2校 実施回数:16回 	<ul style="list-style-type: none"> ・理科支援員の継続的な配置 ○CST養成数:全72名 ○CSTによる研修数:4講座 受入校数:2校 実施回数:16回 	<ul style="list-style-type: none"> ・理科支援員の継続的な配置 ○CST養成数:全77名 ○CSTによる研修数:4講座 受入校数:2校 実施回数:16回 	<ul style="list-style-type: none"> ・理科支援員の継続的な配置 ○CST養成数:全82名 ○CSTによる研修数:4講座 受入校数:2校 実施回数:16回 	事業推進
小中連携教育推進事業 新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校などにつながる「中1ギャップ」が見られることから、小中9年間の系統的な教育の実施と、小学校から中学校への接続の円滑化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●小中9年間を円滑に接続する小中連携教育の推進 ・全中学校区における実施 ●指定中学校区でのカリキュラム開発研究の推進 ・2中学校区の指定及び研究実施 ●実践報告集の編集・発行や小中連携教育担当者会議の開催による有効な実践の共有 ・報告集の発行・活用及び会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 ・2年間の研究の総括及び研究実施 ・有効な実践の共有のための取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・2中学校区の指定及び研究実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・2年間の研究の総括及び研究実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・2中学校区の指定及び研究実施 	事業推進
読書のまち・かわさき推進事業 子どもから大人までが読書に親しめるよう、さまざまな読書活動を推進するため、学校司書の配置による読書環境の整備など、子どもの読書活動推進計画に基づく取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの読書活動推進計画に基づく事業推進 ・第3次計画の策定(予定) ●総括学校司書及び学校司書の配置による学校図書館の充実 総括学校司書:21名(H29) 学校司書:21校(H29) ●図書ボランティアによる読書活動の推進 ・読み聞かせ等の実施 ●図書担当教諭や図書ボランティアの資質向上のための研修の実施 H29研修実施回数:24回 ●川崎フロンターレ等との連携による読書活動の推進 ・小冊子の配布やイベントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく取組の実施 総括学校司書:21名 学校司書:28校 継続実施 研修実施回数:24回 ・連携した取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画の策定 総括学校司書:21名 学校司書:35校 	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画の策定 総括学校司書:21名 学校司書:42校 	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画の策定 総括学校司書:21名 学校司書:56校 研修実施回数:24回 	事業推進
子どもの音楽活動推進事業 音楽のすばらしさを味わい、体験を通して、子どもたちの豊かな感性を育み、生涯を通じて音楽を愛好する心情を育てられるよう、本格的なオーケストラ鑑賞や、市内の貴重な音楽資源を活用した音楽の体験活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●ミュージアムシンフォニーホール等を活用した「子どものためのオーケストラ鑑賞」の実施 H29体験者数:9,239人(94校) ●ミュージアムシンフォニーホールを舞台とする「子どもの音楽の祭典」の実施 ・事業実施 ●市内音楽大学と連携した「ジュニア音楽リーダー」(中学生)の育成 H29実施校数:19校 	<ul style="list-style-type: none"> 体験者数:9,000人以上 継続実施 実施校数:20校程度 	<ul style="list-style-type: none"> 体験者数:9,000人以上 	<ul style="list-style-type: none"> 体験者数:9,000人以上 	<ul style="list-style-type: none"> 体験者数:9,000人以上 実施校数:20校程度 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価



事務事業名	事業内容・目標					
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
人権尊重教育推進事業 子どもたちの人権感覚や、人権意識の向上を図ります。また、「子どもの権利に関する条例」の周知と正しい理解の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●人権尊重教育推進会議の開催を通じた人権尊重教育についての情報共有や意見交換の実施 H28開催：2回 開催：2回 開催：2回 開催：2回 開催：2回 → 事業推進 ●人権尊重教育研究推進校・実践校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施 H28研修参加者数：2,437人 研修参加者数：2,450人 研修参加者数：2,450人 研修参加者数：2,450人 研修参加者数：2,450人 → ●人権教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用 ・作成及び配布 補助教材の作成及び配布 → ●子どもの権利学習派遣事業の実施 H28派遣学級数：109学級 派遣学級数：104学級 派遣学級数：104学級 派遣学級数：104学級 派遣学級数：104学級 → 					
多文化共生教育推進事業 子どもたちの異文化理解と相互尊重をめざした学習を推進します。また、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を「民族文化講師」として派遣 H28派遣校数：53校(156人) 派遣校数：53校(157人) 派遣校数：53校(157人) 派遣校数：53校(157人) 派遣校数：53校(157人) → 事業推進 ●外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換 ・情報交換の実施 外国人教育推進連絡会議の開催 → ●各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換 ・実践事例報告会の開催 実践事例報告会の開催による情報交換の実施 → 					
子どもの体力向上推進事業 児童生徒の健全な心身の育成をめざし、地域スポーツ人材を活用しながら学校体育活動の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●中学校総合体育大会、市立小学校地区別運動会、小学校陸上記録会の実施 ・各種大会の実施 継続実施 → 事業推進 ●休み時間等を活用した外遊びや長縄跳びなどに取り組む「キラキラタイム」の推進 H29実施校数：全小学校(113校) 全小学校での「キラキラタイム」の継続実施 → ③ ●学校体育への武道等指導者派遣の実施 H29派遣校数：60校(予定) 継続実施 → ●部活動実施への支援 ○顧問教諭と連携・協力して技術的指導を行う部活動指導者の派遣 H29派遣校数：43校(予定) 継続実施 → ○全国大会出場者への旅費等の補助 ・旅費等の補助 継続実施 → ●中学校におけるオリンピック・パラリンピアンとの交流事業(講演会やバラスポーツの体験など)の実施 H29実施校数：10校 実施校数：10校 実施校数：10校 実施校数：10校 → 					
健康教育推進事業 すこやかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康教育の推進 ・保健の授業等で実施 継続実施 → 事業推進 ●児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応の推進 ・食物アレルギー研修の実施 養護教諭や栄養士等を対象とした研修の継続実施 → ●学校保健安全法に基づく各種健康診断の実施 ・適正に実施 継続実施 → ●スクールヘルスリーダー派遣による若手の養護教諭等への支援 H29派遣数：4名 派遣数：6名 派遣数：6名 派遣数：6名 派遣数：6名 → 					

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進化管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	現状	事業内容・目標						
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降		
健康給食推進事業 児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎らしい特色ある「健康給食」の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◦食材や味付けにこだわった、健康的で、美味しい給食の提供 ・給食提供 ◦J Aセレサ川崎との連携による「かわさきそだち」の野菜の使用 ・「かわさきそだち」を使用した給食提供 ◦(株)タニタとの包括協定に基づく健康プログラムの推進 ・健康プログラムの検討 ・健康プログラムの実施 	継続実施					事業推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ●小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進 ・あり方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食を活用したさらなる食育の充実 ・学校における食に関する指導プラン(小・中)の改訂に向けた取組の実施 			④			
	<ul style="list-style-type: none"> ●中学校完全給食の円滑な実施 ・センター方式48校、自校方式2校、小中合築校方式2校(全校実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校全52校における円滑な給食運営 ・学校給食センターPFI事業モニタリングの実施 						
	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校及び特別支援学校の給食充実にに向けた取組の推進 ◦老朽機器の計画的更新 ・更新の実施 ◦献立の充実にに向けた取組 ・給食費改定に向けた検討 ◦給食調理業務の委託化の実施 ・退職動向に合わせた委託化の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・献立の充実にに向けた給食費の改定 ・継続実施 						
	<ul style="list-style-type: none"> ●安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援 ・補助金支給 	継続実施						
	<ul style="list-style-type: none"> ●給食費管理等についての調査・研究 ・国や他都市の動向の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・研究の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・研究結果を踏まえた取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・研究の結果を踏まえた取組の実施 				
	教育の情報化推進事業 「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づき、ICT機器整備や研修の充実を図り、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、学校業務の効率化に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく事業推進 ・計画策定(H28) 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく取組の実施 				次期計画の策定	
		<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒の情報活用能力の育成の推進 ◦情報化推進モデル校を活用した取組の実施 ・モデル校の指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル校による研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果を活かした取組の実施 				
		<ul style="list-style-type: none"> ●タブレット型PC等を活用した教員のICT機器の活用能力の向上及び授業における活用推進 ・ICT機器の更新・整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の更新・整備及び活用 					
		<ul style="list-style-type: none"> ●業務の効率化に資する校務支援システムの活用推進 ◦新システム移行に向けた取組 ・移行に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発・仮稼働 	<ul style="list-style-type: none"> ・本稼働 			
<ul style="list-style-type: none"> ●情報システムのネットワーク環境のあり方の検討及び効率化の取組の推進 ・ネットワーク環境のあり方の検討 			<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果に基づく取組の推進 					

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画
進行管理・評価



事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
魅力ある高校教育の推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 「市立高等学校改革推進計画」に基づき、生徒・保護者・市民のニーズに応じた、魅力ある高校づくりを進めるとともに、川崎高校及び附属中学校における中高一貫教育や定時制課程の生徒の自立支援の推進を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「市立高等学校改革推進計画」に基づく取組の推進 ・第1次計画の検証・評価 ・幸高校全日制普通科の開設（H29） ・定時制課程の再編完了（H29） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次計画の検証・評価及び第2次計画策定に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく取組の実施 		事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校における聴講生制度、図書館開放、開放講座の実施 H29講座実施数：9回 	<ul style="list-style-type: none"> 講座実施数：10回程度 	<ul style="list-style-type: none"> 講座実施数：10回程度 	<ul style="list-style-type: none"> 講座実施数：10回程度 	<ul style="list-style-type: none"> 講座実施数：10回程度 	事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援の実施 ・2校（川崎、高津）で実施 	<ul style="list-style-type: none"> 相談・支援の実施 				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎高校及び附属中学校における中高一貫した体系的・継続的な教育の推進 ・中高一貫教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 				事業推進
道徳教育推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 「特別の教科 道徳」が実施されることを踏まえ、児童生徒が、生命を大切にできる心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を養うことができるよう、道徳教育を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた道徳教育の推進 ・小・中学校主任会の実施等による指導体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者研修等の充実 				事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

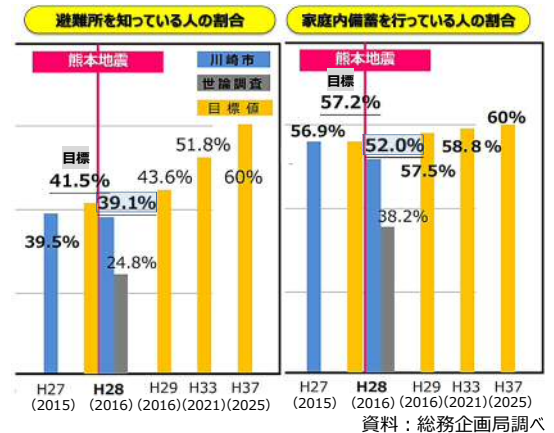
進化管理・評価

施策 1 災害・危機事象に備える対策の推進



第 1 期の主な取組状況

- 「国土強靱化地域計画」をはじめとした災害等に関する計画に基づき、公共インフラの耐震化や防災訓練の充実など、災害危機事象に強いまちづくりを推進しています。また、東日本大震災や熊本地震等への職員派遣などから得られた課題等を踏まえ、公的備蓄体制の強化を図るとともに、大規模災害時における国や他自治体等からの応援の受け入れ態勢の整備を目的とした「受援マニュアル」を策定するなど、災害時に適切な対策を講じるための危機管理体制の充実に取り組んでいます。
- 災害時の対応は、公助だけでなく自助・共助（互助）の取組が重要であることから、自主防災組織の育成・強化や防災ネットワークづくりの促進、企業や団体との防災協定の締結などの災害時の協力体制の整備のほか、「ぼうさい出前講座」や「備える。かわさき」などの啓発冊子により、家庭や事業者などにおける災害への備えについて効果的な周知・啓発を行い、いざというときに地域でお互いに助けあえるしくみづくりにより、地域防災力の向上に向けた取組を進めています。
- 本庁舎及び第 2 庁舎について、災害対策活動の中枢拠点として機能する耐震性能を確保するための建替えを行い、機能性や経済性、環境、文化、まちづくりなどにも配慮した新本庁舎を整備するための取組を進めています。



総合防災訓練の実施状況



施策の主な課題

- 避難所を知っている人の割合や家庭内備蓄を行っている人の割合など、市民の自助・共助（互助）にかかわる防災意識が低下傾向にあることから、こうした市民意識の高揚を図るための効果的な取組が求められています。
- 熊本地震等への支援活動から得られた課題等から、迅速な避難所開設に向けた初動対策、より円滑な避難所の運営体制や災害対策本部機能の強化等の取組の必要性が生じています。



施策の方向性

- 「国土強靱化地域計画」や「地域防災計画」等の各種防災計画に基づいたハード・ソフトの両面からの防災・減災対策の推進
- 地域防災力の更なる強化を目的とした、市民への効果的な啓発や実践的な防災訓練の充実など、災害時に実効性のある取組の推進
- 全職員一丸となった防災対策を推進するための、職員一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応能力の向上に向けた取組の推進
- 市民の防災意識を高め、「備えていない人が備えていく」ための環境づくりと、「防災から始まる、力強いまち」の実現に向けた危機管理体制の充実



直接目標

災害発生時の被害や生活への影響を減らす



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
避難所運営会議を開催している 避難所の割合 (総合企画局調べ)	66.9 % (平成26 (2014) 年度)	68.0 % (平成28 (2016) 年度)	70.5 % 以上 (平成29 (2017) 年度)	75.2 % 以上 (平成33 (2021) 年度)	80 % 以上 (平成37 (2025) 年度)
避難所を知っている人の割合 (市民アンケート)	39.5 % (平成27 (2015) 年度)	39.1 % (平成28 (2016) 年度)	43.6 % 以上 (平成29 (2017) 年度)	51.8 % 以上 (平成33 (2021) 年度)	60 % 以上 (平成37 (2025) 年度)
家庭内備蓄を行っている人の割合 (市民アンケート)	56.9 % (平成27 (2015) 年度)	52.0 % (平成28 (2016) 年度)	57.5 % 以上 (平成29 (2017) 年度)	58.8 % 以上 (平成33 (2021) 年度)	60 % 以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	事業内容・目標					
	平成28~29 (2016~17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
防災対策管理運営事業 国土強靱化地域計画や地域防災計画等、各種の計画を推進し、市の災害対応力の向上を図ります。	● 国土強靱化地域計画の推進と進捗管理 ・進捗管理の手法の確立 (H28) → 計画の推進 → 改定の検討 → 「地震防災戦略」との連携を踏まえた改定 → 事業推進					
	● 地域防災計画 (各編) の推進 ・計画 (震災対策編) の改定の検討 (H29) → 計画 (震災対策編) の改定 → 計画 (各編) の検証及び見直しの実施 → 事業推進					
	● 業務継続計画 (震災対策編) の推進 ・計画の改定 (H29) → 計画の検証及び改定の実施 → 事業推進					
	● 「地震防災戦略」の推進と進捗管理 ・計画の推進と進捗管理 → 計画の推進 → 改定の検討 → 「国土強靱化地域計画」との連携を踏まえた改定 → 事業推進 ・減災目標達成に向けた取組 → 取組の推進 → 減災目標の達成					
地域防災推進事業 自主防災組織の育成、民間企業との連携、防災訓練や研修等による、自助・共助 (互助) ・公助の取組・連携の強化や各主体の防災意識の向上により、地域防災力の向上を図ります。	● 自主防災組織等への支援の実施 ・活動助成金、促進助成金、防災資器材購入補助金による支援 → 支援の実施 → 継続実施 → 事業推進					
	○ 災害時要援護者の登録制度及び支援組織への制度的効果的な啓発 ・啓発の実施 → 二次避難所の整備・拡充の取組と連携した効果的な啓発の実施 → ① → 事業推進					
	・地域の防災訓練支援ツールの周知及び内容の充実 ・支援ツールの検討 → 「みんなで訓練48」、「川崎版HUG」の作成・配布 → 内容の充実等を踏まえた取組の推進 → 事業推進					
	● 避難所運営体制の強化 ・避難所運営マニュアルの改訂 (H29) → 動員計画の改定 → 改定の内容等を踏まえた取組の推進 → 事業推進 H28避難所運営会議 開催数：125回以上 開催数：127回以上 開催数：129回以上 開催数：131回以上 開催数：119回 訓練数：85回以上 訓練数：87回以上 訓練数：91回以上 訓練数：94回以上					
● イベントや冊子、講座等による防災啓発の実施 ・防災広報誌「号外!備える。かわさき」の市内全戸配布 (年1回) の実施 → ② → 事業推進 ・配布開始 (H29) → 継続実施						

総論
10年戦略
基本政策1
基本政策2
基本政策3
基本政策4
基本政策5
区計画
進行管理・評価



事務事業名	現状		事業内容・目標			
	平成28~29 (2016~17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
防災施設整備事業 防災関連の施設、各種情報通信システム等を整備し、市の災害対応力及び地域防災力の向上を図ります。	●地域特性に応じた災害対応の推進 ○発災時における二次災害を防止するための取組の推進 ・国指定重点密集市街地（約3,400世帯）への感震ブレイカ等の普及促進に向けた検討	・災害事象や状況に応じた備えに関する広報啓発の実施				
	○風水害に対してより効果的な避難行動を取るための住民への情報伝達手法の確立 ・避難対象地域及び避難所の再検討 (H29)	・検討の実施		・避難に関する考え方の整理及び効果的な伝達方法の確立		
	●災害時における、企業・事業所と地域住民の円滑な連携を目的とした、防災協力事業所制度の推進 ○登録事業所を対象とした研修会の実施 H29研修会：2回	研修会：2回以上	研修会：2回以上	研修会：2回以上	研修会：2回以上	
	●総合防災訓練（九都県市合同防災訓練）等の実施と検証を通じた地域防災体制の充実 ○各区複数回の総合防災訓練の充実に向けた取組の推進 ・各区複数回開始 (H29) ・川崎市総合防災訓練の実施	各区：2回以上 うち全市訓練会場 川崎区	各区：2回以上 うち全市訓練会場 幸区	各区：2回以上 うち全市訓練会場 中原区	各区：2回以上 うち全市訓練会場 高津区	
	○九都県市合同防災訓練の運営・実施 ・訓練計画の作成 (H29)	・訓練計画の作成、実施、検証	・他都市訓練への参加、検証			
	●職員一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応能力の向上に向けた取組の推進 ○各局区の訓練の充実に向けた取組の推進 ・充実に向けた検討	・訓練の実施と検証				
	○全庁的な図上訓練や研修・講座の実施 ・充実に向けた検討	訓練・研修：5回以上	訓練・研修：5回以上	訓練・研修：5回以上	訓練・研修：5回以上	
	○避難所運営体制の強化に向けた研修の実施 ・実施に向けた検討	研修：7回以上	研修：7回以上	研修：7回以上	研修：7回以上	
	●防災行政無線等の再整備 ○同報系屋外受信機の増設 H28屋外受信機（同報系防災行政無線）整備数：全287台	設置数：5か所	設置数：4か所	設置数：4か所	設置数：4か所	
	○多重系・衛星系防災行政無線の再整備 ・再整備工事着手 (H29)	・再整備工事、完了 ・運用開始				
○雨量・水位テレメータシステムの再整備 ・基本設計	・実施設計	・再整備工事		運用開始		
○デジタル移動系無線設備の再整備 ・再整備に向けた検討	・基本設計	・実施設計	・再整備工事		運用開始予定 (H35)(2023)	
○Jアラート情報の庁舎放送設備割込み対象施設の整備 H29設置数：30か所	設置数：60か所	設置数：60か所	設置数：60か所	設置数：60か所		
●総合防災情報システムの再整備 ・再整備に向けた検討	・システム検討	・検討結果に基づく取組の推進				
●避難所への備蓄倉庫の整備 ・備蓄倉庫の新設及び狭小倉庫への対応	・備蓄倉庫の新設及び狭小倉庫への対応	・継続的な備蓄倉庫の維持管理等				
●備蓄物資の計画配置 ○備蓄品目の検証等を踏まえた備蓄物資の配置 ・熊本地震等を踏まえた備蓄計画の改定 (H28) ・計画を踏まえた備蓄物資の充実 (H28) 簡易食料：13.8万食 資器材：衛生用品等	・計画数量に基づき物資を購入（食料・飲料水、携帯トイレ等）					

③

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
臨海部・津波防災対策事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;">津波対策やコンビナート災害対策などを実施し、臨海部の総合的な防災力の向上を図ります。</div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「臨海部防災対策計画」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○計画の周知及び計画の内容を踏まえた訓練等の実施 ・計画の改定 継続実施 ●「津波避難計画」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○計画の周知及び計画の内容を踏まえた訓練等の実施 ・計画の推進 継続実施 ○計画的な避難施設の増加に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> H28津波避難施設数：全93か所 津波避難施設数：全93か所 津波避難施設数：全94か所 津波避難施設数：全95か所 津波避難施設数：全96か所 ○実践的な訓練の実施や防災講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・訓練等の実施 継続実施 ○冊子等を活用した、津波避難情報等の効果的な周知 <ul style="list-style-type: none"> ・周知の実施 継続実施 ○津波ハザードマップの配布による地域のリスクの周知 <ul style="list-style-type: none"> ・津波ハザードマップの更新(H28) ・マップの配布による地域のリスクの周知 					事業推進
帰宅困難者対策推進事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;">一斉帰宅の抑制の周知や帰宅困難者用一時滞在施設の確保等を行い、災害時における混乱を抑制するとともに、二次災害を防止します。</div>	<ul style="list-style-type: none"> ●帰宅困難者用一時滞在施設の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○収容人数を増やすための新施設の確保に向けた調整等の実施 <ul style="list-style-type: none"> H28収容人数：17,000人 収容人数：17,500人以上 収容人数：18,000人以上 収容人数：18,500人以上 収容人数：19,000人以上 ○実践的な訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・訓練等の実施 継続実施 ●帰宅困難者対策用無線機、備蓄品の配備 <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄品等の配備 継続実施 ●リーフレット配布等による帰宅困難者対策の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・啓発の実施 継続実施 ●災害時帰宅支援ステーションの確保 <ul style="list-style-type: none"> H28 市内登録数：1,215店舗 ・連携の強化 					事業推進
公園防災機能向上事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;">広域避難場所や幹線道路沿いなどの公園において、ソーラー照明灯や避難誘導標識などの防災関連施設を整備し、防災機能の向上を図ります。</div>	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な公園の防災機能向上の取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・取組の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・防災機能向上に向けた整備基本計画の策定 ・防災機能向上に向けた整備実施計画の策定 ・施設設計 ・施設設計、整備 ●帰宅困難者対策の取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ソーラー照明灯、案内板の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・稲毛公園、南河原公園、万福寺おやしる公園 ・池上新町公園、平間公園 ・橘公園 					事業推進
本庁舎等建替事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;">本庁舎等について災害対策活動の中枢拠点としての耐震性能を確保するため、建替えの取組を進めます。</div>	<ul style="list-style-type: none"> ●新本庁舎の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・基本設計・実施設計 ・環境影響評価手続の実施 ・旧本庁舎の解体完了(H29) ●第2庁舎の解体と新本庁舎の整備に合わせた第2庁舎跡地広場の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・実施設計 ・環境影響評価手続の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手 			新本庁舎 完成予定 (H34)(2022) 跡地広場 完成予定 (H35)(2023)

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画
進行管理・評価



事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
港湾施設改修（防災・減災）事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 大規模災害時における緊急物資等の輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁の整備等を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●岸壁耐震改修に向けた取組の推進 ・岸壁耐震改修の推進（千鳥町7号） ・岸壁改修調査（東扇島9号）（H28） 	<ul style="list-style-type: none"> ・岸壁耐震改修の推進（千鳥町7号、東扇島9号） 				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急輸送道路の液状化対策の推進 ・幹線2号道路（H29） ・幹線5号道路（H29） 	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線1号道路 	整備完了			
	<ul style="list-style-type: none"> ●岸壁関連工事の推進 ・浚渫工事の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・岸壁関連工事の推進に向けた調整・検討 				事業推進
水防業務 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 水防警報等の発令に伴い、河川バトール等の水防活動を実施するとともに、洪水ハザードマップの改定や周知により、防災力の向上を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●水防警報発令時の情報伝達及びバトール等の水防活動の実施 ・情報伝達および水防活動の実施 	継続実施				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●洪水ハザードマップの改定および周知 ・洪水ハザードマップの改定（H29） 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップの周知 				事業推進

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策 4 消防力の総合的な強化



第 1 期の主な取組状況

- 大地震等、有事の際に迅速かつ確な対応が図られるよう、防災拠点の機能強化のための航空隊庁舎や消防訓練センター内の補助訓練塔の整備を行いました。また、消防指令システムの更新や多言語通訳業務の適切な運用を図るなど、消防体制の強化に取り組んでいます。
- 消防団は、市民の指導的立場に立ち、地域に密着した消防機関として、火災、風水害その他の災害に対する消防活動等の中核を担っており、消防団員が災害現場で使用する無線機、防塵マスク、防塵メガネ、救命胴衣などの資器材を整備するとともに、消防団員の新たな確保対策として「学生消防団員活動認証制度」を創設し、大学生等の入団促進を図るなど、消防団活動の充実に取り組んでいます。



航空隊庁舎と消防ヘリコプター「そよかぜ 2 号」(手前)



訓練を行う消防団



施策の主な課題

- 首都直下地震などの大規模災害や、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機としたグローバル化及びテロ・NBC 災害等を想定した適切な対応が求められています。また、大規模災害等に対応するためには、防災活動拠点の整備等の消防体制の強化を図るとともに、消防団活動の充実等の地域防災力の強化を図る必要があります。



施策の方向性

- 消防力の基盤となる防災活動拠点の整備等による消防体制の充実強化
- 大規模災害やテロ・NBC 災害[※]等の各種災害を見据えた災害対応能力の向上
- 消防団活動の充実強化や町内会等との連携による地域防災力の向上

①

※ NBC 災害とは、核 (nuclear)、生物 (biological)、化学物質 (chemical) による特殊災害のことを言います。



直接目標

● 消防力を強化することで、さまざまな災害から市民を守る



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
出火率 (火災件数/人口1万人) (消防局調べ)	2.58 件 (平成22(2010)～26 (2014)年の平均)	2.45 件 (平成24(2012)～28 (2016)年の平均)	2.49 件以下 (平成25(2013)～29 (2017)年の平均)	2.48 件以下 (平成29(2017)～33 (2021)年の平均)	2.46 件以下 (平成33(2021)～37 (2025)年の平均)
消防団員数の充足率 (定員数(1,345人)に対する 現員数の割合) (消防局調べ)	87.8 % (平成27(2014)年4月)	86.5 % (平成29(2017)年4月)	89.7 %以上 (平成30(2018)年4月)	90.8 %以上 (平成34(2022)年4月)	93.0 %以上 (平成38(2026)年4月)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状		事業内容・目標			
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
消防署所改築事業 迅速な出場や確実な消防活動を確保するため、老朽化した庁舎・施設等を整備し、消防力の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●消防訓練センター内の主訓練塔改築工事 ・改築工事 ●航空隊新庁舎工事 ・竣工(H29)・旧庁舎解体工事 ●消防署所等の整備 ○老朽化した消防署所等の改築等に向けた検討 ・改築等の検討 ○宿河原出張所改築工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・改築工事完了 ・旧庁舎解体工事完了 継続実施 ・基本・実施・解体設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事・改築工事完了 			事業推進
消防指令体制整備事業 消防活動に関連する各システムや消防救急デジタル無線設備などを適切に維持管理し、迅速、的確な消防指令体制を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ●消防指令システムの運用 ・更新整備・運用開始 (H29予定) ●消防情報管理システムの運用 ・改修整備(H29予定) ●「かわさきWeb119」(音声による119番通報が困難な場合における通報システム)の運用 ・運用 ・登録者拡大に向けた説明会の実施 ●多言語通訳業務の適切な運用 ・消防救急活動等の円滑化のための電話同時通訳サービスの実施 ●固定局(多重無線)設備の再整備 ・再整備に向けた基本設計(H29予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用・維持管理 ・運用・維持管理 継続実施 ・再整備に向けた実施設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・更新に向けた検討 ・更新に向けた検討 ・更新に向けた検討 ・再整備工事着手 	<ul style="list-style-type: none"> ・更新整備 ・更新に向けた検討 ・更新整備・運用開始 		更新整備完了 運用開始予定 (H34)(2022) 更新整備完了 運用開始予定 (H34)(2022)
消防艇管理事業 発生が危惧される大規模地震、特殊災害や新たな社会的要因による危機事象等、海上及び沿岸における各種災害に対応できる体制を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ●消防艇(2艇体制)の運用・維持管理 ・運用・維持管理 ●新消防艇(大型艇)に係る設計・建造 ・設計(H29予定) ●新消防艇(小型艇)に係る設計・建造 ・新消防艇建造に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 ・建造 ・設計内容の検討・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・建造完了 ・設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・再整備工事完了 ・運用開始 		事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価



事務事業名	現状		事業内容・目標			
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
消防団関係事業 消防団員の確保及び必要な資器材や個人装備品の整備など、消防団活動の充実・強化や処遇改善を図るとともに、各種訓練等を通じて災害対応能力の向上を図ります。	●消防団員の確保及び体制の充実・強化に向けた取組 ○消防団員アンケート結果の検証・分析 ・検証・分析 継続実施 ○消防団活動の広報 ・各種イベント等を活用した広報等の実施 継続実施 ○消防団応援事業所制度の充実 ・充実に向けた取組 継続実施 ○学生消防団員活動認証制度の周知 ・周知の実施 継続実施		②			事業推進
	●災害対応能力向上のための取組の推進 ・消防隊と連携した消防訓練や救助資器材の取扱い訓練の実施 継続実施 ・必要な資器材や個人装備品の整備 継続実施					
警防活動事業 各種訓練等を実施し、災害対応能力の向上を図ります。	●総合的な災害対応力の向上に向けた取組の推進 H28訓練・研修数：50回 訓練・研修数：年36回以上		訓練・研修数：年36回以上	訓練・研修数：年36回以上	訓練・研修数：年36回以上	事業推進
	●消火ホースキットの活用 ○活用方法等の町内会等への訓練指導 ・活用等に関するアンケート結果の検証・分析 ・普及啓発活動及び訓練指導の実施 ・計175か所の全避難所への配備完了		・全避難所に配備完了の消火ホースキットを活用した町内会等への訓練指導			
火災予防事業 防火対策や、住宅用火災警報器の設置促進に関する広報活動を推進します。また、学校教育・地域教育における将来の担い手育成や、地震体験車の活用等により、地域防災力の向上を図ります。	●防火対策を中心とする広報活動 ・防火指導員制度等を活用した広報活動 継続実施					事業推進
	●住宅用火災警報器の設置促進及び適正な維持管理・交換促進に向けた取組 ・各種広報媒体、消防フェア等のイベントを活用した広報の実施 ・設置促進及び適正な維持管理・交換促進に向けた広報の実施 ・市内の住宅用火災警報器の設置率調査の実施					
	●地域防災力向上に向けた学校教育や地域教育における将来の担い手育成の取組 ・「みんなが消防士」、「地域防災スクール」、「少年消防クラブ」、「幼年消防クラブ」の実施 継続実施					
	●地震体験車の活用による地域防災力向上の取組 ・地震体験車による消防訓練等の実施 継続実施					

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
査察活動事業 火災の予防及び火災による被害の軽減を図るため、効果的な立入検査及び法令違反の是正等を行います。	● 査察活動の実施 ・適正な違反処理の実施 ・社会福祉施設及び病院・診療所等への消防法令改正に関する指導の完了 H28立入検査実施数：3,569か所	継続実施				事業推進
	● 社会的影響が大きい防火対象物に対する査察活動の実施 ○社会的影響の大きい火災が発生した施設の類似施設等に対する査察活動の実施 H28特別立入検査実施数：90か所	継続実施				
	● 「防火対象物に係る表示制度」及び「違反対象物に係る公表制度」の推進 ・「違反対象物に係る公表制度」を活用した違反処理の実施 H28「防火対象物に係る表示制度」に基づく表示：16か所	継続実施				
	「防火対象物に係る表示制度」に基づく表示：16か所以上 「防火対象物に係る表示制度」に基づく表示：16か所以上 「防火対象物に係る表示制度」に基づく表示：16か所以上 「防火対象物に係る表示制度」に基づく表示：16か所以上					
危険物施設等規制事業 危険物保有事業所の自主保安体制の構築を推進します。また大規模地震発生時における石油コンビナート地区の災害の発生や拡大の防止及び被害の軽減を図るため、地震対策を推進します。さらに火薬類取締法及び高圧ガス保安法の事務・権限が神奈川県から移譲されることに伴う事務執行体制を確保します。	● 危険物保有事業所への立入検査の実施 H28立入検査実施数：437か所	立入検査実施数：430か所以上	立入検査実施数：430か所以上	立入検査実施数：430か所以上	立入検査実施数：430か所以上	事業推進
	● 危険物保有事業所の安全担当者講習会の開催 H29受講者数：216人	受講者数：年200人以上	受講者数：年200人以上	受講者数：年200人以上	受講者数：年200人以上	
	● 石油コンビナート地区における災害対策の実施 ○石油コンビナート等災害防止法に定める特定事業所に対する指導等の実施 ・神奈川県石油コンビナート等防災計画の災害想定に基づく事業所の地震・津波対策の実態等の把握	・地震・津波発生時における特定防災施設等の応急対策指導			・地震・津波発生時における特定防災施設等の防災規程見直し指導	
	● 内部浮き蓋付特定屋外タンク新基準適合化の推進 H28新基準適合率：37%	・平成36年が期限である基準適合への前倒し指導の継続的な実施				
	● 火薬類取締法及び高圧ガス保安法の事務・権限の移譲に伴う事務の実施 ・火薬類に関する事務（製造、販売等の許可、立入検査等）の開始（H29） ・高圧ガスに関する事務開始に向けた条例改正（H29予定）等	継続実施				
	・高圧ガスに関する事務（製造、貯蔵等の許可、立入検査等）の開始					

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

政策体系別計画

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画
進行管理・評価



事務事業名	現状	事業内容・目標					
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降	
庁舎等整備事業 消防署所等の施設・設備の点検整備を実施し、防災拠点機能を確保します。	●庁舎等の改修・補修の実施 ・緊急を要する施設及び設備等の補修工事の実施 ・王禅寺出張所改修工事完了 (H29予定)	継続実施				事業推進	
	●消防団器具置場の改築・改修工事等の実施 ・器具置場緊急工事の実施 ・二子班器具置場改築工事完了 (H28)	継続実施	市ノ坪班器具置場基 本・実施・解体設計	市ノ坪班器具置場改 築工事・竣工・解体 ・中央生田班器具置 場の生田出張所への 移転に向けた検討	木月班器具置場基 本・実施・解体設計 ・旧器具置場解体設 計	木月班器具置場解 体・改築工事・竣工 ・旧器具置場解体工 事完了 ・生田出張所への移 転	
	●老朽化した千鳥町出張所棧橋の改築 ・設計完了 (H29)	・工事完了					
救助活動事業 各種訓練等を実施し、高度な知識と技術を有する救助隊員を育成するとともに、大規模災害及びテロ災害等における体制強化を図ります。	●大規模災害やテロ災害等への対応力向上の取組の推進 ○NBC災害等を想定した関係機関との合同訓練の実施 ・東京2020オリンピック・パラリンピック等を見据えた大規模商業施設等における訓練の実施			③	関係機関との合同訓練の実施	事業推進	
	○NBC災害等に関する外部機関が主催する専門的な講習会等への参加	職員派遣の実施					
	○震災等の大規模自然災害及びNBC災害に対応するための装備品の充実	装備品の配備					
	●技術向上に向けた訓練の実施 ・県内各消防本部等との合同訓練の実施等	継続実施					

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価



施策 3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進化管理・評価

政策体系別計画



第 1 期の主な取組状況

- 市民生活に身近な鉄道駅などを中心に、高齢者や障害者にも利用しやすい環境整備や、外国人にも配慮した多言語表示など、きめ細やかな取組を進めることにより、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン都市の実現に向けたまちづくりを推進しています。
- 鉄道による地域分断の改善や踏切を横断する駅利用者等の安全性・利便性の向上に向け、JR 津田山駅の橋上駅舎等の整備や JR 稲田堤駅の橋上駅舎化に必要な用地取得などを進めています。また、高齢者や障害者など誰もが安全・安心に鉄道駅を利用できるようにするため、ホームドア等の整備に向けた取組を推進しています。



JR 津田山駅橋上駅舎化完成イメージ



東急大井町線溝の口駅ホームドア



施策の主な課題

①

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機に推進する「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」や国における「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」などを踏まえ、心のバリアフリーなども含めたユニバーサルデザインのまちづくりを推進する必要があります。
- 誰もが利用しやすい交通環境の形成に向けて、引き続き、車椅子のまま利用できる交通手段の確保や身近な鉄道駅における安全性・利便性の向上等に取り組む必要があります。



施策の方向性

②

- ソフト・ハードの両面からのバリアフリーの取組の推進
- 誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの普及の促進
- 鉄道駅の安全性・利便性の確保に向けたホームドア等整備の促進及び片側改札駅の改良の推進



直接目標

誰もが訪れやすく暮らしやすい「ユニバーサルデザインのまち」にする



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
バリアフリー化すべき重要な特定の道路※1の整備割合 (まちづくり局調べ)	35 % (平成26 (2014) 年度)	58 % (平成28 (2016) 年度)	65 %以上 (平成29 (2017) 年度)	100 % (平成32 (2020) 年度)	100 % (平成37 (2025) 年度)
市内法人タクシーに占めるユニバーサルデザインタクシーの割合 (まちづくり局調べ)	2.5 % (平成26 (2014) 年度)	2.8 % (平成28 (2016) 年度)	10 %以上 (平成29 (2017) 年度)	10 %以上 (平成32 (2020) 年度)	16.25 %以上 (平成37 (2025) 年度)
誰もが安全・安心に公共施設※2を利用できると感じる人の割合 (市民アンケート)	49.1 % (平成27 (2015) 年度)	46.1 % (平成28 (2016) 年度)	49.3 %以上 (平成29 (2017) 年度)	49.7 %以上 (平成33 (2021) 年度)	50 %以上 (平成37 (2025) 年度)

※ 1 重要な特定の道路：高齢者や障害者等が日常的に利用する施設と駅を結び、移動等円滑化が必要なものとしてバリアフリー基本構想等に位置づけられた道路
 ※ 2 公共施設：福祉のまちづくり条例第 2 条に定める官公庁施設、医療施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、商業施設、共同住宅、事務所、道路、公園、その他の不特定かつ多数の者の利用する施設



計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
ユニバーサルデザイン推進事業 「バリアフリー基本構想・推進構想」の進捗管理とともに、ユニバーサルデザイン社会の実現に向け、誰もが利用しやすいまちづくりを推進します。	● 誰もが訪れやすく暮らしやすいまちに向けた取組の推進 ○ユニバーサルデザインの理解促進に向けた取組の推進 ・事業者等への普及啓発	継続実施		③		事業推進
	○「誰もが分かりやすい公共サイン整備に関するガイドライン」に基づく取組の推進 ・川崎駅周辺地区の取組	継続実施		⑤		
	●「バリアフリー基本構想・推進構想」に基づくバリアフリー化の推進 ○バリアフリー基本構想・推進構想の進捗管理 ・基本構想改定（溝口駅周辺地区、武蔵小杉駅周辺地区） ・事業進捗管理				④	
ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業 ユニバーサルデザインタクシーの導入を促進し、高齢者や障害者など誰もが利用しやすい移動手段の確保を図ります。	●「ユニバーサルデザインタクシー導入方針」に基づく取組の推進 H28補助台数：4台 ・導入の促進(30台) ・導入方針策定					事業推進
	●拠点駅や公共施設、病院等を中心としたユニバーサルデザインタクシー対応乗り場整備の推進 ・整備の実施（溝口駅南口、新百合ヶ丘駅南口等）		整備の検討・調整、取組の推進			

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価



事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
南武線駅アクセス向上等整備事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 鉄道による地域分断の改善や踏切を横断する駅利用者の安全性・利便性を高めるなど、駅へのアクセスの向上を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●JR稲田堤駅の駅アクセス向上の取組の推進 ・用地取得 ●JR津田山駅の駅アクセス向上の取組の推進 ・自由通路及び橋上駅舎化の工事着手 ●JR中野島駅の駅アクセス向上の取組の推進 ・臨時改札口設計 ●JR久地駅の駅アクセス向上の取組の推進 ・自由通路及び橋上駅舎化の基礎調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・自由通路及び橋上駅舎化の工事着手 ・整備推進 ・臨時改札口整備、完了 ・自由通路及び橋上駅舎化の基礎調査・調査設計 ・調査設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備推進 事業完了 ・事業化に向けた取組の推進 ・事業化に向けた取組の推進 			<ul style="list-style-type: none"> 事業完了予定(H35)(2023)
鉄道駅ホームドア等整備事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 高齢者や障害者をはじめとする駅利用者のホームからの転落や、ホーム上の列車接触事故を防止するため、ホームドア等の整備の促進により、安全で安心な公共交通環境の整備を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームドア等の整備促進による転落・接触事故の防止 ○補助制度等を活用した整備の促進 ・南武線主要駅など整備に向けた鉄道事業者との協議・調整 ・東急田園都市線溝の口駅整備完了(H29) 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・京急本線京急川崎駅の整備完了 			<ul style="list-style-type: none"> 事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進化管理・評価

政策体系別計画

施策 2 魅力ある公園緑地等の整備



第 1 期の主な取組状況

- 公園緑地は、都市の安全性の確保、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション活動や地域コミュニティ活動の場のほか、災害発生時の避難地、救援活動拠点など重要な役割を果たしていることから、身近な公園については、地域の実情に応じて、計画的に整備するとともに、富士見公園や等々力緑地、生田緑地などの大規模な公園緑地については、その立地特性等を踏まえ、個性と魅力のある整備に取り組んでいます。
- 等々力緑地については、硬式野球場の整備に着手するとともに、陸上競技場のサイド・バックスタンド整備に向けた検討を進め、収容人数やバリアフリーなどの課題に対応できるよう、「等々力陸上競技場第 2 期整備計画」の策定に向けて取組を進めています。



施策の主な課題

①

- 公園緑地については、災害時の避難場所や地域コミュニティの形成の場として活用するなど、利用価値を高めながら、誰もが利用しやすい特色ある公園緑地づくりを進めていく必要があります。
- 老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化を進めるとともに、長寿化の取組により、遊具などの公園施設の適切な維持管理を継続する必要があります。



施策の方向性

②

- 公園や地域の特色を活かしたテーマ性のある公園緑地づくりの推進
- 周辺のまちづくりと連携した大規模公園緑地の整備推進
- 予防保全型の維持管理など公園施設の適切な維持管理の推進



等々力緑地正面広場



生田緑地サマーミュージアム



総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進化管理・評価



直接目標

- 豊かな市民生活を実現するため、都市に緑と水のオープンスペースを創出する



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
1人あたりの公園緑地面積 (建設緑政局調べ)	5.0 m ² /人 (平成26(2014)年度)	5.0 m ² /人 (平成28(2016)年度)	5.0 m ² /人以上 (平成29(2017)年度)	5.0 m ² /人以上 (平成33(2021)年度)	5.0 m ² /人以上 (平成37(2025)年度)
公園緑地の整備状況についての満足度 (市民アンケート)	第 2 期実施計画 から新たに設定	61.4 % (平成29(2017)年度)	—	63 %以上 (平成33(2021)年度)	65 %以上 (平成37(2025)年度)

③



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状		事業内容・目標			
	平成28~29 (2016~17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
富士見公園整備事業 都心における総合公園である「富士見公園」の機能回復を図り、施設の再編整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 富士見公園再編整備に向けた取組の推進 ・「基本計画」策定に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本計画」策定に向けた検討 ・園路等の施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・「富士見公園再編整備基本計画」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく取組の推進 		<ul style="list-style-type: none"> → 事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ● 更なる民間活力導入に向けた取組の推進 ・検討実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果に基づく調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・導入に向けた取組の推進 		<p>④</p>	<ul style="list-style-type: none"> →
等々力緑地再編整備事業 緑やスポーツ・レクリエーションの拠点である等々力緑地について、小杉駅周辺のまちづくりと連携した施設の再編整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 等々力緑地再編整備の推進 ○ 等々力陸上競技場第2期整備に向けた取組の推進 ・基本方針の策定 (H29) ・整備計画の策定 (H29予定) ○ 硬式野球場整備に向けた取組の推進 ・整備推進 ○ その他施設の整備に向けた取組の推進 ・調査検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備着手 	<ul style="list-style-type: none"> → 整備完了予定 (H36)(2024)
	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間活力導入に向けた取組の推進 ・調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果に基づく導入検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・導入に向けた取組の推進 		<p>⑤</p>	<ul style="list-style-type: none"> →
	<ul style="list-style-type: none"> ● 東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプに向けた取組の推進 ・調査等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上競技場改修 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助競技場改修 			

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
生田緑地整備事業 本市最大の緑の拠点である生田緑地を、自然環境を活かした総合公園として整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●東生田2丁目地区の基本方針に基づく取組の推進 ・方針策定に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針に基づく取組の推進 			事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な植生管理に向けた取組の推進 ・西口園路地区等における植生調査及び管理方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・初山周遊散策路地区の管理方針の策定 ・北口地区の植生等調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・北口地区の管理方針の策定 ・其他地区の植生等調査及び管理方針の策定 			事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●更なる民間活力導入に向けた取組の推進 ・検討実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理期間満了後の民間活力導入手法の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活力導入に向けた取組の推進 	事業推進
魅力的な公園整備事業 老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化などの取組により、魅力的な公園の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●公園の再整備等による特色ある公園づくりの推進 ・小田公園 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の再整備の推進 				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリー整備の実施 ・未長高之面公園 	<ul style="list-style-type: none"> ・鷺沼公園及び上麻生隠れ谷公園 	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化に向けた取組の推進 			事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な公園の整備の実施 ・(仮称)小田ふれあい公園 ・梶ヶ谷6丁目はな公園 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)神明町公園の実施設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)神明町公園の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な公園の整備の推進 		事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯機能を有する施設管理用カメラの設置 ・大師公園、伊勢町第1公園への設置(H28) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理用カメラ設置の推進 				事業推進
市営霊園の整備 市営霊園において、安定した墓所供給や適切な管理運営を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●市営霊園整備に向けた取組の推進 ・「市営霊園整備計画」の策定(H29予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・有縁合葬型墓所の整備、整備完了(緑ヶ丘霊園) ・個別墓所の整備(早野聖地公園) 		<ul style="list-style-type: none"> ・個別墓所の整備完了(早野聖地公園) ・個別墓所の整備(緑ヶ丘霊園) 		事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●無縁改葬の推進と墓所供給・再募集の取組の推進 ・取組推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 				事業推進
公園施設長寿命化事業 長寿命化の取組により、遊具などの公園施設の効果的な維持管理を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●長寿命化計画に基づく取組の推進 ・遊具の点検と適切な維持管理(王禅寺公園ほか48公園(H29)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設的设计・整備(虹ヶ丘南公園ほか12公園) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設的设计・整備(三田第一公園ほか11公園) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設的设计・整備(溝口北公園ほか11公園) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設的设计・整備(木月八幡公園ほか10公園) 	事業推進
河川環境整備事業 河川や水路について、環境に配慮した都市景観の形成や賑わいとうるおいのあるまちづくりの一環として、親水空間の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●洗川環境整備の推進 ・「にぎわいの水辺ゾーン」の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・「にぎわいの水辺ゾーン」の整備 ・「生物の水辺ゾーン」の整備 				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●二ヶ領用水総合基本計画に基づく事業の推進 ・事業推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の整備・更新 				事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画



事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 適切な飼育管理を行うとともに、多様な主体との連携により、動物とのふれあいや環境学習の場、さらには人々の交流を生む場として親しまれる動物公園をめざし、公園や地域の賑わい創出に向けた取組を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●公園や地域のにぎわい創出に向けた取組の推進 ○施設整備に向けた取組の推進 ○「夢見ヶ崎動物公園基本計画」の策定(H29予定) ○協働の取組の推進 ○サポーター制度の導入・推進 ○魅力向上に向けた取組の推進 ○動物園まつりなどのイベントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・再整備及び民間活力導入に向けた検討 ・サポーター制度の充実に向けた検討及び取組推進 ・動物公園全体の特色を活かしたプログラム・イベントの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果を踏まえた取組の推進 			<ul style="list-style-type: none"> 事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

政策体系別計画

基本政策4

基本政策5

区計画

進化管理・評価

施策 2 魅力と活力のある商業地域の形成

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

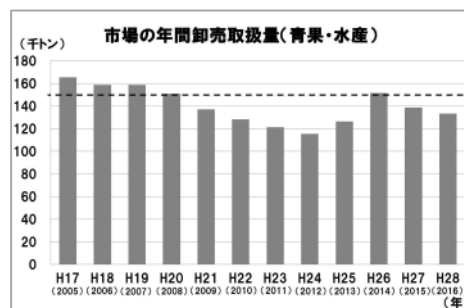


第 1 期の主な取組状況

- 大規模商業施設や商店街を一体的に捉えた魅力的な商業地域エリアを形成し、地域ごとの特徴を踏まえた商業活性化策を展開しているほか、商店街の魅力を高めるイベントに対する支援や魅力ある店舗の創出、空き店舗を活用した開業の促進など、商店街の活性化を図るさまざまな取組を推進しています。
- 多数の大型商業施設や商店街が集積する川崎駅周辺地区などの商業エリアにおいて、かわさき TMO などの関係団体と連携した事業支援を行い、中心市街地活性化を推進しています。また、カワサキハロウィンなどの 15 を超えるイベントを秋に開催し、その魅力を市内外に広く PR することで、集客と賑わいの創出に取り組んでいます。
- 卸売市場は、多種多様な生鮮食料品等が集まり市民の豊かな食生活を支える、高い公共性を有しています。全国的に市場経由率が低下するなど、市場を取り巻く環境が厳しさを増す中、公共的な機能を継続的に発揮するため、本市においては計画策定時の取扱量の維持を目標に、「卸売市場経営プラン」に基づき市場関係者と連携を図りながら、市場の活性化及び効率的な管理運営に向けた取組を進めています。



カワサキハロウィン



資料：経済労働局調べ



施策の主な課題

- 市内商店街は、担い手の高齢化や後継者不足等の課題を依然として抱えていることから、商店街の活性化に向けて継続的な支援が求められています。
- 川崎駅周辺の商業エリアの活性化については、駅周辺の開発動向等と連動した魅力あるまちづくりを進めるため、関係団体と一層の連携強化を図っていくほか、既存のイベントを活用し、周辺エリアの回遊性を高めることにより購買機会を創出して、相乗効果を生み出すための取組を推進していくことが求められています。
- 卸売市場については、市場を取り巻く環境が厳しさを増す中、市場施設の機能強化や老朽化への対策が求められている一方で、国においては、卸売市場法の見直しに向けた動きがあり、これらの状況を見据えて、市として主体的に対応を進める必要があります。



施策の方向性

- 商店街等が抱える課題解決を通じた魅力と活力のある商業地域の形成
- 商店街の魅力を高めるイベント開催等への支援による魅力あるまちづくりの推進
- 持続可能な卸売市場の構築や国の動向を踏まえた機能強化に向けた取組の推進



直接目標

- **魅力と活力のある商業地域の形成や付加価値が高く競争力のある商品の供給により、商業を活性化させる**



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
小売業年間商品販売額 (商業統計調査)	9,838 億円 (平成26(2014)年度)	— (平成30(2018)年3月頃 に調査結果判明)	1 兆円以上 (平成29(2017)年度)	1 兆円以上 (平成33(2021)年度)	1 兆円以上 (平成37(2025)年度)
市内商店街で行われる新たな顧客の創出や商店街の回遊性を高めるイベントの開催数 (経済労働局調べ)	第2期実施計画 から新たに設定	17 回 (平成28(2016)年度)	① —	22 回以上 (平成33(2021)年度)	25 回以上 (平成37(2025)年度)
市場の年間卸売取扱量 (経済労働局調べ)	151,433 t (平成26(2014)年)	133,290 t (平成28(2016)年)	151,433 t以上 (平成29(2017)年)	151,433 t以上 (平成33(2021)年)	151,433 t以上 (平成37(2025)年)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標				
	平成28~29 (2016~17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
商店街課題対応事業 商店街の課題解決や更なる機能向上を支援し、商業課題への対応を図ります。	● 商店街の機能向上に向けたエコ化の推進 ○ 街路灯のLED化等の商店街エコ化プロジェクト事業の推進 H28実施数：累計 84商店街	実施数：全90商店街以上	実施数：全90商店街以上	実施数：全90商店街以上	実施数：全90商店街以上	⇒ 事業推進
	● 商店街の安全安心事業の実施 ○ 防犯カメラ、AED等の設置を補助する安全安心事業の推進 H28実施数：全39商店街	実施数：全45商店街以上	実施数：全45商店街以上	実施数：全45商店街以上	実施数：全45商店街以上	⇒
	● 老朽化した街路灯等の除去を行う商店街の支援 商店街の老朽化した街路灯等の撤去支援の実施	継続実施				⇒
	● 市内商店街における創業予定者向けセミナーの実施による商業課題への対応支援 ・創業予定者向けセミナーの実施	継続実施				⇒
地域連携事業 商店街が行うイベント等の支援を行います。また、公衆浴場組合連合会に対する経営安定化等の支援を行います。	● 商店街の魅力高めるイベント事業等への支援 H28支援件数：25件	支援件数：25件以上	支援件数：25件以上	支援件数：25件以上	支援件数：25件以上	⇒ 事業推進
	● 市内公衆浴場の経営安定等の支援 H28支援件数：46件	市内公衆衛生の向上及び推進を図るための経営支援の実施				⇒
	● 銭湯マップ作成、スタンプラリー等大田区との連携事業 ・事業実施及び連携事業のあり方の検討	・実績の検証に基づく連携事業の実施				⇒

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画



事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
まちづくり連動事業 大規模小売店舗立地法について法の適正な運用を図ります。また、川崎駅周辺の魅力あるまちづくりを進める活動等や、商業者が主体となって開催するイベントを支援し、まちの魅力をPRします。	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模小売店舗立地法の運用による周辺環境の保持 ・大規模小売店舗立地法の適正な運用に基づく届出の受付、事務処理などの実施 ●川崎駅周辺の活性化事業を通じた魅力あるまちづくりの推進 ・中心市街地活性化事業への支援 ●商業者が主体となって取り組む川崎駅周辺イベントへの支援 ・カワサキハロウィンなどのイベントへの支援の実施 	継続実施				事業推進
商業力強化事業 商業ネットワークの構築や魅力ある個店の創出支援、専門家派遣による課題解決等により、地域価値を高める商業地域の形成を推進し、商業の活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎商工会議所と連携した商業集積エリアの活性化 ○商業集積エリア活性化に向けたエリアプロデュース事業の推進 H28支援件数：7件 ●魅力あふれる個店創出事業の実施 ○魅力あふれる店舗や商品を生み出す個店創出に向けた支援事業の推進 H28支援件数：2件 ●商店街出張キャラバン隊事業の実施 ・専門家等が市内商店街を訪問・指導する商店街出張キャラバン隊事業の推進 ●商店街連合会の機能強化と活動支援を通じた商店街の育成・発展 ・大型店舗の加入促進等の機能強化と活動支援の推進 ●商店街等への専門家（アドバイザー）派遣による商店街の課題解決の支援 ・専門家（アドバイザー）派遣の実施 ●Buyかわさきフェスティバルの実施を通じた市内製品の販売促進・消費拡大 ・Buyかわさきフェスティバルの実施 	継続実施	支援件数：5件以上	支援件数：5件以上	支援件数：5件以上	事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●商業振興施策の展開に向けた計画の更新 ・「商業振興ビジョン」の更新に向けた取組の推進 	継続実施	②			
卸売市場の管理運営事業 南北市場のそれぞれの特性を活かした活性化や市場運営の効率化、経営の健全化を通じて、これからの社会にふさわしい持続可能な卸売市場の構築を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ●南北市場の活性化に向けた取組の推進 ・「卸売市場経営プラン」に基づくそれぞれの特性を活かした活性化策の実施 ●南北市場の効率的な管理運営に向けた取組の推進 ・効率的な管理運営及び検証の実施 ・市場業務の簡素化・削減に向けた検討 ・市場業務の簡素化・削減に向けた検討結果に基づく取組の実施 ○北部市場における効率的な管理運営に向けた取組の推進 ・事業用定期借地権方式の活用等、民間活力の導入等の検討 ○南部市場における効率的な管理運営に向けた取組の推進 ・指定管理者制度導入効果の検証及び検証結果を踏まえた取組の実施 	継続実施	③			事業推進

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
卸売市場施設整備事業 老朽化した施設の補修・改修や市場機能強化に向けた取組を推進することで、市場機能の維持・向上を図ります。	●市場機能強化に向けた取組の推進 ・国の動向を踏まえた「卸売市場経営プラン」に基づく市場機能強化に向けた取組の推進					事業推進
	●市場施設の老朽化対策の実施 ・補修・改修の実施	・長寿命化に向けた老朽化施設の補修・改修等の実施				

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策 1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備



第 1 期の主な取組状況

- 国際競争力を有し、日本経済の発展を牽引する高度な産業が集積する本市の臨海部の持続的発展を推進するため、臨海部地域の立地企業の確な動向把握と情報の管理・分析を行いながら、臨海部全体の望ましい将来像を示す「臨海部ビジョン」の策定に向け取組を進めています。
- 国の財政支援や規制緩和などを活用し、高付加価値で国際競争力の高い産業構造への誘導や殿町国際戦略拠点キングスカイフロントにおけるイノベーションの創出により、京浜臨海部の持続的な発展と我が国の経済成長を牽引する国際戦略拠点の形成に向けた取組を進めています。
- 臨海部の活性化、国際戦略拠点の形成に向けては、臨海部の交通ネットワークの構築や円滑化が必要であることから、J R 南武支線や京急大師線などの既存交通施設を最大限活用するとともに、駅までのアクセスや交通結節機能の改善による鉄道と路線バスの連携など、臨海部の公共交通機能の強化に向けて取組を進めています。
- キングスカイフロントと羽田空港周辺の連携を強化し、我が国の経済の発展を牽引する成長戦略拠点の形成を促進するため、国、東京都や大田区などの関係自治体と連携を図りながら、一体的な拠点形成に寄与する羽田連絡道路の整備などの取組を進めています。



キングスカイフロント 研究開発・賑わい・交流拠点 完成イメージ



羽田連絡道路 完成イメージ



施策の主な課題

- 臨海部の強みや特性を生かして、世界をリードする人材・企業から選ばれる地域をめざすため、臨海部全体の望ましい将来像（ビジョン）を定め、高水準な労働環境や操業環境、生活環境等の実現に向け、戦略的に取組を推進する必要があります。
- 今後の土地利用転換や羽田連絡道路の整備などの環境の変化を踏まえながら、臨海部への通勤者等の動向を分析した上で、利用者ニーズに合った交通ネットワークの充実に向けた検討を進めていく必要があります。
- 臨海部の取組については、その効果がどのように市民に還元され、市民生活の向上に寄与しているのかなど、市民の認知度向上に向けた広報を行っていく必要があります。



施策の方向性

- 臨海部の持続的発展に向けた臨海部ビジョンに基づく戦略的マネジメントの推進
- 臨海部の持続的発展と日本の成長を牽引する戦略拠点の形成に向けた取組の推進
- 臨海部の交通機能強化を図る交通結節機能やネットワークの強化に向けた取組の推進
- 川崎市民の臨海部に対する誇りや期待感の醸成に向けた取組の推進



直接目標

臨海部の立地企業を増やし、生産活動を活発にする



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
川崎区の従業者 1 人あたりの製造品出荷額 (工業統計調査)	1億4,500万 円 (平成25 (2013) 年度)	1億4,527万 円 (平成26 (2014) 年度)	1億5,700万 円以上 (平成29 (2017) 年度)	1億7,000万 円以上 (平成33 (2021) 年度)	1億8,400万 円以上 (平成37 (2025) 年度)
キングスカイフロント域内外の企業等マッチング件数 (臨海部国際戦略本部調べ)	第 2 期実施計画 から新たに設定	9 件 (平成29 (2017) 年度)	① -	35 件以上 (平成33 (2021) 年度)	60 件以上 (平成37 (2025) 年度)
キングスカイフロントにおける取組を知っていて、評価できると回答した人の割合 (市民アンケート)	第 2 期実施計画 から新たに設定	9.6 % (平成29 (2017) 年度)	② -	14 %以上 (平成33 (2021) 年度)	18 %以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標				
	平成28~29 (2016~17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
臨海部活性化推進事業 「臨海部ビジョン」に示す「目指す将来像」の実現に向け、臨海部全体の活性化を図る戦略的マネジメントを推進します。 また、企業活動や企業と市民の接点が伝わり、理解できる仕組みや学習機会の創出などを進め、臨海部の認知度・理解度向上、イメージ向上、シビックプライドの醸成を図ります。		<ul style="list-style-type: none"> ●「臨海部ビジョン」に示す「目指す将来像」の実現のためのプロジェクトの推進 <ul style="list-style-type: none"> ○プロジェクトの推進と進捗管理 <ul style="list-style-type: none"> ・「臨海部ビジョン」の策定(H29予定) → リーディングプロジェクトの具体化に向けた検討 → 事業推進 ○企業との協働・連携による取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・臨海部立地企業の動向把握 → 継続実施 ・Eゾーン研究会等を活用した企業との協働によるプロジェクトの検討・推進 ・ビジョンの進行管理を行う協議会の開催等を通じたビジョンの共有及び推進 				
		<ul style="list-style-type: none"> ●臨海部の魅力を発信し、市民の認知度・理解度向上に向けたPR・ブランディング戦略の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○国内外に向けたメディアを活用した臨海部のPRの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ニュースレターの発行(年3回) → 継続実施 ・PR動画の作成 → PR動画を効果的に活用した取組の推進 → ③ ○市民の認知度の向上や市内学校への学習機会の創出に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市内学校を対象とした臨海部企業等の見学会の実施 → 見学会の実施(年3回以上) ・市民に向けた企業活動を伝える仕組みの検討 → 市民に向けた企業活動のPR推進 				

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	平成28~29 (2016~17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
国際戦略拠点活性化推進事業 <p>キングスカイフロントにおいて、国の支援策の活用を図りながら、ライフノベーションにより京浜臨海部の持続的な発展と日本の経済成長を牽引する国際戦略拠点の形成・成長に向けた取組を推進します。</p> <p>また、国際戦略拠点に相応しい高水準な整備や機能導入を推進することで、研究者などの交流や就業環境等の向上を図るとともに、国内外から「ヒト・モノ・ビジネス」を呼び込む環境整備を行い、イノベーションの創出を加速させます。</p> <p>さらに、羽田空港周辺地域との連携により相乗効果高め、一体的な成長戦略拠点を形成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● キングスカイフロント域内外の連携促進に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の支援策を活用した取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・リサーチコンプレックス推進プログラム等を活用した取組の推進 ・新たな国の制度活用に向けた検討 ○ マネジメント組織の円滑な運営と機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・マネジメント組織の立ち上げ(H29) ・円滑な運営の支援 ○ 域内の交流連携等の事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・域内の連携促進事業の検討・実施 ・事業の実施、充実 ○ 域内外への産業波及に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・マッチング事業や研究会等の検討・実施 ・マッチング事業や研究会の実施 ○ 海外の先進的なクラスターマネジメント組織との連携に関する覚書締結 <ul style="list-style-type: none"> ・覚書に基づく取組の推進 ・覚書に基づく取組の推進及び、取組の評価、覚書の見直し ● イノベーション拠点の成長に向けた機能導入の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究機関等誘致の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・研究機関等の誘致 ○ 拠点の価値向上に資する機能導入の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・利便性向上に向けたサポート機能等の導入の推進 ○ 連絡道路完成を契機とした地域の活性化に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな機能導入に向けた検討 ・新たな機能導入に向けた検討 ・関係事業者等との調整 ● 連絡道路の整備を契機とした新たな交通ネットワークの整備推進 <ul style="list-style-type: none"> ・バスや歩行者等のネットワーク化に向けた検討調整 ・バスや歩行者等のネットワーク化に向けた検討調整 ● 国際戦略拠点に相応しい高水準・高機能な拠点整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点整備に向けた設計・整備 ・電線類地中化、憩い交流機能の導入など拠点整備の推進 					
戦略拠点形成推進事業 <p>臨海部の持続的な発展を牽引する次世代の柱となる新産業を創出し、世界に誇れる高度人材が集い、育つ、活力ある戦略拠点の形成に向けた取組を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 臨海部第1層を中心とした高度かつ最先端な研究開発エリアの形成に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発エリア形成に向けた調査・検討 ・拠点間の相乗効果を創出する研究開発エリア形成の基本的な考え方の検討 ・拠点間の相乗効果を創出する研究開発エリア形成の基本方針の策定・推進 ・基本方針に基づく取組の推進 ● 南渡田地区（浜川崎駅周辺地域）における新たな戦略拠点形成に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな拠点形成に向けた調査・検討 ・新たな拠点形成に向けた土地利用の方向性や導入機能等の検討・調整 ・新たな拠点形成に向けた拠点整備方針の決定・推進 ・拠点整備方針に基づく取組の推進 					
臨海部へのアクセス向上推進事業 <p>臨海部への公共交通によるアクセス向上に向けた取組を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「総合都市交通計画」に基づく臨海部への公共交通によるアクセス向上の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・取組方針の検討 ・路線バスに関する機能強化の検討 ・取組の推進 					

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画



事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28~29 (2016~17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
サポートエリア整備推進事業 臨海部の交通結節機能の強化に向けて、産業道路駅前交通広場の整備に向けた取組を進めます。 塩浜3丁目周辺地区については、臨海部の活性化に向けて、公共施設の更新を踏まえた市有財産の有効活用による新たな機能導入や地区の価値を高める基盤整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●産業道路駅前交通広場整備に向けた取組の推進 ・協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手、供用開始、完成 		
		<ul style="list-style-type: none"> ●「塩浜3丁目周辺地区土地利用計画」に基づく臨海部の活性化に向けた取組の推進 ・憩い交流などの新たな機能導入や基盤整備に向けた取組の推進 				事業推進
		<ul style="list-style-type: none"> ●「浮島1期地区土地利用基本方針」に基づく本格的土地利用に向けた取組の推進 ・本格的土地利用に向けた調査、協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・本格的土地利用に向けた調査、協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に基づく各種導入機能の実現に向けた検討・調整 		
臨海部交通ネットワーク形成推進事業 臨海部を支える重要なインフラとして、新たな基幹的交通軸の整備や次世代モビリティなど新たな移動手段や交通システムの導入を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「臨海部ビジョン」を踏まえた交通機能の強化に向けた取組の推進 ・取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨海部の動向調査等による現況把握及び交通のあり方整理 ・新たな基幹的交通軸の整備に向けた取組の推進 ・川崎アプローチ線の事業化を目指した調査・検討及び関係者との協議・調整 ・新たな移動手段や新技術の導入に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨海部の動向調査等による現況把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎アプローチ線の調査・検討結果に基づく取組の推進 		事業推進
			⑥			
羽田連絡道路整備事業 羽田空港周辺地域及び京浜臨海部の連携を強化し、成長戦略拠点の形成を支えるインフラとして、羽田連絡道路の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●羽田連絡道路整備に向けた取組の推進 ・調査・設計 ・河川管理者等関係機関との協議調整 ・都市計画決定 ・環境影響評価 ・用地取得 ・工事着手 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備推進 		<ul style="list-style-type: none"> ・工事完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング調査の継続実施

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行政管理・評価

政策体系別計画

施策 1 スポーツのまちづくりの推進



第 1 期の主な取組状況

- 川崎国際多摩川マラソンなど各種スポーツ大会やスポーツ教室、レクリエーション活動を通して気軽に健康づくりができる機会を増やすとともに、地域のスポーツ活動や総合型地域スポーツクラブの設立・育成を支援しています。
- 障害のあるなしに関わらずスポーツを通じた交流ができる機会の充実、さまざまな事業を通じたスポーツの魅力発信、スポーツの普及・促進に向けたスポーツ団体の機能強化、障害者スポーツ協会と連携した障害者スポーツの普及促進など、誰もが身近な地域で日常的にスポーツの楽しさを味わうことができる環境づくりを進めています。
- 富士見公園の整備に合わせて、都心にふさわしいスポーツ、文化、レクリエーション及びコンベンション等の多様な市民活動への対応を図るため、「スポーツ・文化総合センター（カルッツかわさき）」を整備し、平成 29（2017）年 10 月から供用を開始しています。
- 川崎フロンターレや川崎プレブサンダースなど、川崎で活躍するトップチーム・トップアスリートのプレーを間近に観る機会を提供するとともに、地域イベントへの参加や地域貢献活動の輪を広げていくことで、スポーツを通して市民が川崎の魅力を楽しみ、シビックプライドを感じることができるスポーツのまちづくりを進めています。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機に、一人ひとりが尊重され、誰もが能力を発揮することができる環境づくりに向けて、ダイバーシティとソーシャル・インクルージョンの象徴としてのパラリンピックに重点を置く「かわさきパラムーブメント」を推進し、レガシーを地域社会に遺していく取組を進めています。
- 英国オリンピック代表チームが等々力陸上競技場などで事前キャンプを行うことが決定しました。また、英国パラリンピック代表チームも本市で事前キャンプを行う意向を示しており、受入れに向けた協議を進めています。



スポーツパートナーと協働・連携したスポーツ教室の実施



英国オリンピック代表チーム事前キャンプ契約締結式



施策の主な課題

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機に、スポーツ参画人口の増加が見込まれる（期待される）ことから、スポーツを「する」、「観る」、「支える」人口の更なる拡大につながるよう各種取組を推進する必要があります。
- 「かわさきパラムーブメント」の理念に基づく取組の推進にあたっては、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機としてめざす地域社会の姿を明らかにし、解決しなければならない課題を見据え、平成 36（2024）年の市制 100 周年やその後のまちづくりにつながる、レガシーの形成に向けた取組が求められています。また、レガシーの形成を目標として、市民一人ひとりが主体的に考え、実践する意識を醸成するとともに、さまざまな施策にその理念を反映させる必要があります。



施策の方向性

- 誰もが身近な地域でスポーツを楽しめる環境づくり
- スポーツをはじめとするさまざまな活動を通じて、誰もが自分らしく暮らし自己実現をめざせる地域づくりに向けた「かわさきパラムーブメント」の推進
- 英国オリンピック・パラリンピック代表チームの事前キャンプ受入れに向けたおもてなし機運の醸成と交流事業の実施



直接目標

● スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やす



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
週1回以上のスポーツ実施率 (市民アンケート)	34.8 % (平成27 (2015) 年度)	40.6 % (平成29 (2017) 年度)	36 %以上 (平成29 (2017) 年度)	42.5 %以上 (平成33 (2021) 年度)	44.5 %以上 (平成37 (2025) 年度)
年1回以上の直接観戦率 (市民アンケート)	30.4 % (平成27 (2015) 年度)	26.1 % (平成29 (2017) 年度)	31 %以上 (平成29 (2017) 年度)	33 %以上 (平成33 (2021) 年度)	35 %以上 (平成37 (2025) 年度)
スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合 (市民アンケート)	5.7 % (平成27 (2015) 年度)	3.5 % (平成29 (2017) 年度)	6 %以上 (平成29 (2017) 年度)	8 %以上 (平成33 (2021) 年度)	10 %以上 (平成37 (2025) 年度)
スポーツセンター等施設利用者数 (市民文化局調べ)	2,618,847 人 (平成26 (2014) 年度)	259.9万 人 (平成28 (2016) 年度)	263万 人以上 (平成29 (2017) 年度)	276万 人以上 (平成33 (2021) 年度)	276万 人以上 (平成37 (2025) 年度)
市障害者スポーツ大会競技参加者数 (市民文化局調べ)	359 人 (平成26 (2014) 年度)	402 人 (平成28 (2016) 年度)	383 人以上 (平成29 (2017) 年度)	415 人以上 (平成33 (2021) 年度)	447 人以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
市民スポーツ推進事業 市民がスポーツに接する機会を増やし、元気に楽しめる環境づくりを進めます。また、障害者スポーツの普及・推進のための事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツを「する」身近な環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ○各種スポーツ大会等の開催 H28開催回数：53回 ○市内企業等のスポーツ施設の市民開放 ・民間施設開放（5施設） ○スポーツ関係団体等と協働・連携した、市民のスポーツ活動の促進 ・スポーツ活動促進 ○スポーツ協会の機能強化に向けた運営体制の検討・調整 ・スポーツ協会の運営支援 ○障害者スポーツ推進に向けた小中学校などでの体験講座等の取組の支援 ・障害者スポーツ推進に向けた取組の支援 ○障害者スポーツの普及・促進に向けた障害者スポーツ協会の運営体制等の検討・調整 ・障害者スポーツ協会の運営支援 ●選手・指導者などのスポーツ人材と連携した事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○次世代アスリートの強化支援、スポーツ指導者の派遣、競技指導者等の育成支援 ・人材の育成支援 	開催回数：53回以上 継続実施	開催回数：53回以上 継続実施	開催回数：53回以上 継続実施	開催回数：53回以上 継続実施	事業推進
地域スポーツ推進事業 スポーツを通して仲間とふれあい、地域での交流や健康づくりが楽しめる環境づくりのため、地域活動の支援や総合型地域スポーツクラブの育成を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●各区における地域スポーツ活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ推進委員による地域スポーツ活動の支援 ・活動の支援 ○各区の特性を踏まえたスポーツ活動の推進 ・スポーツを通じた「子どもの健全育成」「地域の活性化」「本市の魅力づくり」 ●総合型地域スポーツクラブの活動支援及び自主的運営に向けた育成支援 H28クラブ加入者数：4,800人 	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	事業推進
	クラブ加入者数：4,980人以上	クラブ加入者数：5,070人以上	クラブ加入者数：5,160人以上	クラブ加入者数：5,250人以上	継続実施	継続実施

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
競技スポーツ大会開催・支援事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 国際大会等の開催や競技スポーツ活動の支援を通じ、市民がスポーツを「する、観る、支える」など、多様な形でスポーツに参加する取組を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツを「する」「観る」「支える」環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ○川崎国際多摩川マラソンの開催 H29参加者数：6,569人 参加者数：6,569人以上 参加者数：6,569人以上 参加者数：6,569人以上 参加者数：6,569人以上 → 事業推進 ○多摩川リバーサイド駅伝の開催 H28参加者数：6,700人 参加者数：6,700人以上 参加者数：6,700人以上 参加者数：6,700人以上 参加者数：6,700人以上 → ○国際トランポリンジャパンオープンの開催、プレイベント（小学生との交流事業）の実施 H28プレイベント参加者数：3,964人 プレイベント参加者数：3,964人以上 プレイベント参加者数：3,964人以上 プレイベント参加者数：3,964人以上 プレイベント参加者数：3,964人以上 → ●大規模スポーツ大会誘致の検討 ・誘致検討 → ・誘致に向けた検討・調整 → 					
ホームタウンスポーツ推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 本市をホームタウンとして活躍するトップチームやトップアスリートを「かわさきスポーツパートナー」に認定するなど、多様な主体と協働・連携しながらスポーツを通して本市の魅力・活力を高めるまちづくりを進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●かわさきスポーツパートナー等との協働・連携による本市の魅力発信 <ul style="list-style-type: none"> ○市広報媒体の活用等によるかわさきスポーツパートナーのPR ・協働・連携による魅力発信 → 継続実施 → 事業推進 ○川崎ブレインサントラスをはじめとするかわさきスポーツパートナー等による地域イベント、地域貢献活動への参加 ・協働・連携による魅力発信 → 継続実施 → ○ふれあいスポーツ教室の開催 H28ふれあいスポーツ教室開催回数：32回 開催回数：32回 開催回数：32回 開催回数：32回 → ●Jリーグクラブと連携した魅力ある地域づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ○川崎フロンターレ後援会との連携による、市民認知度向上に向けた取組 ・川崎フロンターレと連携した市内外への魅力発信 → 継続実施 → ○川崎フロンターレによる地域イベント、地域貢献活動への参加 ・川崎フロンターレと連携した市内外への魅力発信 → 継続実施 → ○川崎フロンターレによる小・中学校等での巡回サッカー教室の実施 H28巡回サッカー教室開催回数：120回 開催回数：120回 開催回数：120回 開催回数：120回 → 開催回数：110回 ●アメリカンフットボールを活用したまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ○多様な主体と連携し、アメリカンフットボールの市民認知度向上に向けた取組 ・取組の実施 → 継続実施 → ○競技普及を目的とした選手やチアリーダーの地域イベントへの参加 ・地域イベントへの参加 → 継続実施 → ○「アメフト×商店街」など、商店街と協働して行うイベントの実施 ・競技の魅力発信や地域経済の活性化 → 継続実施 → ○フットボール等の普及に向けた巡回教室、大会の開催 H28巡回教室、大会開催回数：200回 開催回数：200回 開催回数：200回 開催回数：200回 → ●公式戦などへの市民招待の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○かわさきスポーツパートナーのホームゲーム及び川崎フロンターレの市政記念試合への市民招待 H28申込者数：2,855人（合計） 申込者数：3,207人以上（合計） 申込者数：3,238人以上（合計） 申込者数：3,270人以上（合計） 申込者数：3,301人以上（合計） → 					

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価



事務事業名	事業内容・目標					
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
スポーツセンター等管理運営事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 市民の心身の健全な発達やスポーツの普及等に向け、子供から高齢者まで、障害のあるなしに関わらず、身近な場所ですスポーツなどの活動に親しめる環境づくりに取り組みます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツセンター等の運営によるスポーツに親しむ環境づくり ○スポーツセンター等の体育室・トレーニング室などの利用提供の推進 ・利用提供の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 				
	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯スポーツの推進に向けたスポーツ教室及びイベント等の実施 ・イベント等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 				
	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツセンター等の指定管理者による管理運営 ・指定管理者によるスポーツセンター等の管理運営 ・カルツかわさきの完成・供用開始(H29) 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の募集、選定（幸・高津・宮前・多摩・麻生スポーツセンター、市武道館） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな指定管理者による管理運営 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツセンター等の適切な施設維持管理 ○バリアフリー化工事の実施 ・とどろきアリーナ ・高津スポーツセンター、市武道館(H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ・幸スポーツセンター ・麻生スポーツセンター ・とどろきアリーナ 	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化工事の実施 			
	<ul style="list-style-type: none"> ○関係法令等を踏まえた適切な対応の実施 ・適切な維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 				
	<ul style="list-style-type: none"> ○ESCO事業者による工事の実施 ・麻生スポーツセンターへのESCO事業の事前調査(H28) ・事業者募集・選定(H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ESCO事業者による工事の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーサービスの実証実験 			<ul style="list-style-type: none"> ・実証実験の結果を踏まえた施設の管理予定(H34)(2022)
	<ul style="list-style-type: none"> ●等々力緑地へのパークマネジメント導入による管理運営 ・とどろきアリーナ第4期指定管理者の募集・選定(H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ・とどろきアリーナの第4期指定管理者による管理運営 		<ul style="list-style-type: none"> ・とどろきアリーナを含む等々力緑地全体のパークマネジメントに基づく手続準備・事業者公募 	<ul style="list-style-type: none"> パークマネジメントに基づく管理運営 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●カルツかわさきのホールの運営による文化芸術活動等の機会の提供 ・指定管理者によるホールの管理運営(H29) 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 				

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
東京オリンピック・パラリンピック推進事業 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域づくりをめざし、ダイバーシティとソーシャル・インクルージョンの象徴としてのパラリンピックに重点を置く「かわさきパラアップメント」を推進します。また、英国代表チーム事前キャンプ受入れに向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●かわさきパラアップメント推進ビジョンに基づくレガシー形成に向けた取組の推進 ○パラアップメントの理念浸透に向けた、市民参加プロジェクトやプロモーションイベントの推進 ・市民活動の場の構築 ・実践活動開始 ・実践活動の拡散 ・大会期間を活用したさらなる拡充 	継続実施				<ul style="list-style-type: none"> ・成果の検証に基づく、持続的な取組への発展 ・大会開催後のレガシーの形成
	<ul style="list-style-type: none"> ○レガシーの形成に向けたパラアップメントの理念に基づく各種の取組の推進 ○第2期推進ビジョンの策定(H29) ・関係者とのワークショップ等によるレガシーの共有、取組内容の検討・実行 ・レガシー形成に向けた多様な主体における取組の推進 ・「かわさきパラアップメント推進フォーラム」の運営 	継続実施	②			
	<ul style="list-style-type: none"> ●英国代表チーム事前キャンプの受入れに向けた取組の推進 ・受入れに向けた協議・調整 ・事前キャンプの受入れに向けた施設整備 ・事前キャンプの受入れに向けた市民主体のおもてなし・交流事業の推進 ・プリティッシュ・カウンシルとの包括連携協定の締結(H29) ・プリティッシュ・カウンシルと連携した事業の実施 	継続実施				<ul style="list-style-type: none"> ・事前キャンプの受入れ ・事前キャンプの受入れ時における市民主体のおもてなし・交流事業の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ●JOC(日本オリンピック委員会)パートナー都市関連事業の実施 ・オリンピックの価値などを子ども達に伝えるオリンピック教室の開催 					
	<ul style="list-style-type: none"> ●東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした若者文化の発信 ○若者文化に関する世界規模の大会開催への支援 ・若者文化に関するイベント等への後援などによる支援(H29) ・ストリートカルチャーやエクストリームスポーツなどが結集した川崎発の世界的な大会への支援 ・WDSF世界ユースブレイキン選手権への支援 					
	<ul style="list-style-type: none"> ○ブレイクダンス・BMXなど若者文化の発信に向けた取組の検討 ・環境づくりに向けた方向性の検討(H29) ・環境づくりに向けた検討・調整 					

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進捗管理・評価

政策体系別計画

施策 2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進



第 1 期の主な取組状況

- 男性も女性も互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、職場・学校・家庭・地域など、あらゆる分野で性別に関わりなく個性と能力を発揮し、活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、男女平等に関する普及活動を推進しています。
- 平成 27（2015）年 8 月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の趣旨等を踏まえ、第 4 期男女平等推進行動計画の策定に向けて検討を進めています。



施策の主な課題

①

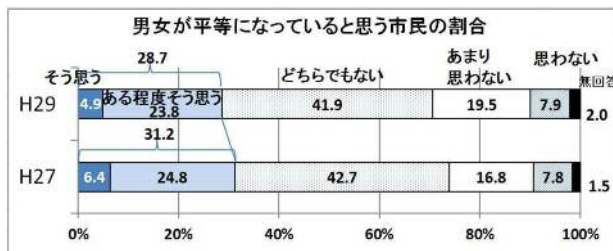
- 職業生活における女性の活躍推進については、女性の労働力率（15 歳以上の人口における労働力人口の割合）を年齢階級別に見ると、結婚・出産・育児期にあたる年代で低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる M 字カーブを描いていることなどを踏まえ、「職業生活と育児・介護など家庭生活の両立」や、「職業生活における女性の力の十分な発揮」、「企業における取組の推進」などに取り組む必要があります。
- DV（配偶者等からの暴力）など人権を著しく侵害する暴力を未然に防ぎ、被害者に対する迅速で適切な支援が求められています。



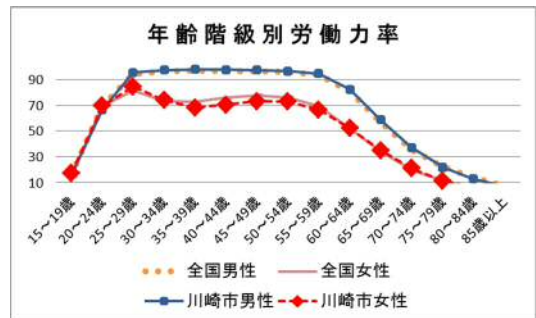
施策の方向性

- 男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進
- 働く場における男女共同参画の推進に向けた取組の充実
- 地域で生き生きと暮らすための男女共同参画の推進

②



資料：平成 28(2016)年度かわさき市民アンケート



資料：平成 27(2015)年 国勢調査



直接目標

性別に関わりなく誰もが個性や能力を発揮できる環境を整える



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
男女が平等になっていると思う市民の割合 (市民アンケート)	31.2 % (平成27 (2015) 年度)	28.7 % (平成28 (2016) 年度)	33 %以上 (平成29 (2017) 年度)	33 %以上 (平成33 (2021) 年度)	33 %以上 (平成37 (2025) 年度)
市の審議会等委員に占める女性の割合 (市民文化局調べ)	31.5 % (平成26 (2014) 年度)	31.3 % (平成28 (2016) 年度)	37 %以上 (平成29 (2017) 年度)	40 %以上 (平成33 (2021) 年度)	40 %以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	事業内容・目標					
	現 状 平成28~29 (2016~17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
男女平等推進事業 女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●男女平等意識の普及活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○「男女平等推進週間」における男女平等に関する広報の実施 ・広報の実施 継続実施 → 事業推進 ○産業、教育、地域等のさまざまな分野で活動する民間団体等で構成する「かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）」と合同での「男女平等かわさきフォーラム」の開催 H28参加者数：150人 参加者数：160人 参加者数：160人 参加者数：165人 参加者数：165人 → ○すくらむネット21における情報や活動成果の共有 ・情報共有等 継続実施 → ●「DV防止・被害者支援基本計画」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○市内専門学校や大学におけるデートDV予防啓発講座の開催 H29開催回数：5回 開催回数：5回 開催回数：5回 開催回数：5回 開催回数：5回 → ○DV防止に向けた広報・啓発活動の推進 ・啓発活動等 継続実施 → ●男女平等推進行動計画に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○国の男女共同参画基本計画などを踏まえた本市の取組の推進 ・第4期計画策定 (H29) 第4期計画に基づく取組 ③ → ○企業における女性活躍に関する取組の促進に向けた支援策等の推進 ・企業を対象とした認証制度の検討 企業を対象とした認証制度の運用 → 					
男女共同参画センター管理運営事業 性別に関わりなく男女があらゆる分野で力を発揮できるよう、男女平等の意識啓発、相談、情報提供、調査研究など男女共同参画を推進する拠点として「男女共同参画センター」を運営します。	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画社会の形成に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ○男女のさまざまな悩みに関する相談や女性の再就職・就労継続等に関する相談・支援 ・相談・支援の実施 継続実施 → 事業推進 ○男女共同参画に関する調査研究 ・調査研究 継続実施 → ○男女共同参画に関する各種講座や研修会の実施 H28参加者数：2,819人 参加者数：2,800人以上 参加者数：2,800人以上 参加者数：2,800人以上 参加者数：2,800人以上 → ○ホームページや広報物の活用による情報提供の実施 ・情報提供の実施 継続実施 → ●施設の長寿命化に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な施設の改修・補修の実施 継続実施 → 					

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

政策体系別計画

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進行管理・評価